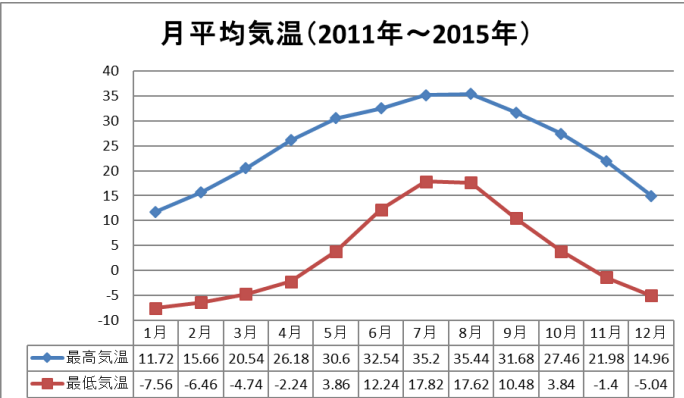
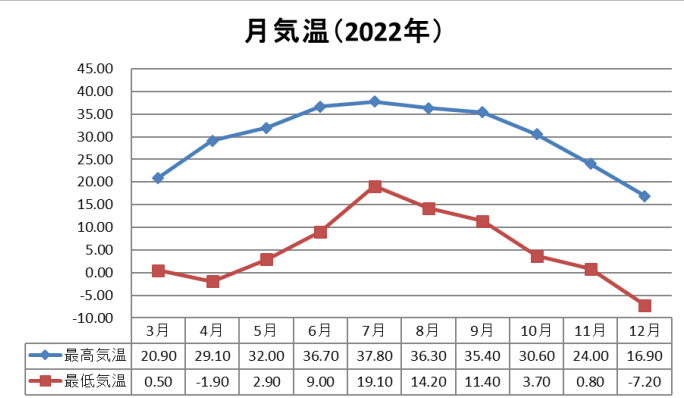


資料 2-1

令和 4 年度修正 佐用町地域防災計画（風水害編）新旧対照表

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第 1 編 第 1 章 第 2 節 (4P)	<p>第 1 款 他計画及びマニュアルとの関係</p> <p>6 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアルとの関係</u></p> <p>県では平成 24 年 4 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定した。それを受け佐用町において平成 26 年 4 月から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の運用を開始した。</p> <p>この「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」に基づき、<u>避難勧告</u>等を発令する。</p>	<p>第 1 款 他計画及びマニュアルとの関係</p> <p>6 <u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアルとの関係</p> <p>県では平成 24 年 4 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定した。それを受け佐用町において平成 26 年 4 月から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の運用を開始した。<u>その後、県では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直しを重ね、令和 4 年 12 月に「避難判断ガイドライン（洪水・土砂災害・高潮編）-避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例-</u>（最新版）を策定した。町の「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」は、国の「<u>避難情報に関するガイドラインの改定</u>」（最新版）と県の「<u>避難判断ガイドライン</u>」（最新版）を参考に見直しを行い、<u>「避難指示等の判断・伝達情報マニュアル」として運用を開始している。</u></p> <p>この「<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル」に基づき、<u>避難指示</u>等を発令する。</p>	<p>県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更</p> <p>町の「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」は、国と県のガイドラインを参考に見直しを行い、「<u>避難指示等の判断・伝達情報マニュアル</u>」として運用を開始。</p>
第 1 編 第 2 章 第 3 節 (7P)	<p>4 指定公共機関 (略)、関西電力株式会社、KDDI 株式会社、ヤマト運輸株式会社 など</p> <p>5 指定地方公共機関 神姫バス株式会社、株式会社<u>ウエスト</u>神姫、(略)</p>	<p>4 指定公共機関 (略)、関西電力<u>送配電</u>株式会社、KDDI 株式会社、ヤマト運輸株式会社 など</p> <p>5 指定地方公共機関 神姫バス株式会社、株式会社<u>ウイング</u>神姫、(略)</p>	時点修正
第 1 編 第 3 章 第 1 節 (16P～18P)	<p>第 3 款 気 象</p> <p>2 気象統計</p> <p><u>長期統計による雨量、気温などの傾向をまとめた。</u>佐用町には気象観測所としてアメダス佐用（佐用町円応寺）がおかれているが、アメダス佐用は雨量のみの観測であり、気温、風速などは観測していないので、データが欠ける項は、気象観測装置（佐用町役場屋上）及び西はりま消防組合佐用消防署（平成 28 年 2 月末まで）のデータを参考に示した。</p>	<p>第 3 款 気 象</p> <p>2 気象統計</p> <p><u>長期統計による雨量については、</u>佐用町には気象観測所としてアメダス佐用（佐用町円応寺）がおかれているが、アメダス佐用は雨量のみの観測であり、気温、風速などは観測していないので、データが欠ける項は、気象観測装置（佐用町役場屋上）のデータを参考に示した。</p>	<p>気象の統計による修正 ・2016 年から 2021 年までに佐用町役場の屋上に設置していた気象観測装置のデータは、信憑性に欠けることから使用せず、2022 年 3 月 23 日から観測を開始した気象観測装置にお</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>(1) 気温 佐用町の気温として2011年から2015年の5年間（円応寺西はりま消防組合佐用消防署）の気温データを示す。佐用町の最高気温は36.7℃で最低気温は-10.3℃を記録している。年間平均最高気温は35.44℃、年間平均最低気温は-7.56℃である。気温の月較差（最高気温と最低気温の差）を見てみると、気温の較差が最も大きいのは4月；28.42℃（26.18℃～-2.24℃）もっとも小さいのは1月；19.28℃（11.72～-7.56℃）である。</p>  <p>(2) 降水量 佐用町の降水量として円応寺（気象庁佐用観測所）の降水量データを示す。佐用町の過去5ヶ年の平均年間総降水量は、1,464.7mmで6月から9月に多く、冬場に少ない。最も総降水量が多かったのは、2013年9月で403.5mmであった。また11月～2月までの月総降水量は40～80mm程度であった。</p> <p>また、平成21年8月には414.5mmで日最大326.5mmを記録している。</p> <p>年間総降水量は2012年1,315mm、2013年1,536.5mm、2014年1,247mm、2015年1,635.5mm、2016年1,589.5mmと推移している。</p>	<p>(1) 気温 佐用町の気温として2022年3月23日から同年12月19日の佐用（佐用町役場屋上）の気温データを示す。佐用町の最高気温は37.8℃で最低気温は-7.2℃を記録している。気温の月較差（最高気温と最低気温の差）を見てみると、気温の較差が最も大きいのは4月；31.0℃（29.1℃～-1.9℃）もっとも小さいのは7月；18.7℃（37.8℃～19.1℃）である。</p>  <p>※ANEOS製 気象観測装置の観測開始日からのデータを使用</p> <p>(2) 降水量 佐用町の降水量として円応寺（気象庁佐用観測所）の降水量データを示す。佐用町の過去5ヶ年の平均年間総降水量は、1,361.0mmで6月から9月に多く、冬場に少ない。過去5ヶ年で最も月降水量が多かったのは、2018年7月で378.5mmであった。また11月～2月までの月総降水量は70mm以下であった。</p> <p>また、2009年8月には月降水量414.5mmで日最大326.5mmを記録している。</p> <p>年間総降水量は2017年1,435.0mm、2018年1,631.0mm、2019年1,086.5mm、2020年1,183.0mm、2021年1,469.5mmと推移している。</p>	<p>ける気象データを示している。</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p style="text-align: center;">月平均雨量(2012年～2016年) 気象庁佐用観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td>日最高</td><td>24.1</td><td>17</td><td>31</td><td>31.5</td><td>32.2</td><td>48.3</td><td>58.6</td><td>54.6</td><td>59.8</td><td>53</td><td>28.6</td><td>29.3</td> </tr> <tr> <td>総雨量</td><td>120.5</td><td>85</td><td>155</td><td>157.5</td><td>161</td><td>241.5</td><td>293</td><td>273</td><td>299</td><td>265</td><td>143</td><td>146.5</td> </tr> </table> <p>3 気象極値 アメダス佐用の観測所資料より、観測史上1～10位の値（年間を通じての値）を下表にまとめた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="11">佐用観測所(兵庫県)</td> <td colspan="11">気象庁統計より</td> </tr> <tr> <th>要素名/順位</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th><th>6位</th><th>7位</th><th>8位</th><th>9位</th><th>10位</th><th>統計期間</th> <th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th><th>6位</th><th>7位</th><th>8位</th><th>9位</th><th>10位</th><th>統計期間</th> </tr> <tr> <td>日降水量 (mm)</td><td>326.5</td><td>187.0</td><td>176.0</td><td>160.0</td><td>128.0</td><td>124.0</td><td>123.0</td><td>118.0</td><td>117.0</td><td>114.0</td><td>1976年12月から2017年8月まで</td> <td>326.5</td><td>187.0</td><td>176.0</td><td>160.0</td><td>145.5</td><td>126.0</td><td>124.0</td><td>123.0</td><td>118.0</td><td>117.0</td><td>117.0</td><td>1976年12月から2022年11月まで</td> </tr> <tr> <td>日最大10分間降水量 (mm)</td><td>18.5</td><td>18.0</td><td>17.0</td><td>17.0</td><td>16.0</td><td>15.5</td><td>15.0</td><td>15.0</td><td>14.5</td><td>14.5</td><td>2009年2月から2017年8月まで</td> <td>22.5</td><td>20.0</td><td>18.5</td><td>18.0</td><td>17.5</td><td>17.0</td><td>17.0</td><td>16.5</td><td>16.0</td><td>15.5</td><td>15.5</td><td>2009年2月から2022年11月まで</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間降水量 (mm)</td><td>89.0</td><td>57.0</td><td>55.0</td><td>53.0</td><td>50.0</td><td>49.0</td><td>49.0</td><td>44.0</td><td>43.0</td><td>41.5</td><td>1976年12月から2017年8月まで</td> <td>89.0</td><td>57.0</td><td>55.0</td><td>53.0</td><td>52.0</td><td>50.0</td><td>49.0</td><td>49.0</td><td>44.0</td><td>43.0</td><td>43.0</td><td>1976年12月から2022年11月まで</td> </tr> <tr> <td>月降水量の多い方から (mm)</td><td>467.0</td><td>444.0</td><td>414.5</td><td>405.0</td><td>403.5</td><td>384.0</td><td>374.0</td><td>370.0</td><td>368.0</td><td>365.0</td><td>1976年12月から2017年7月まで</td> <td>467.0</td><td>444.0</td><td>414.5</td><td>405.0</td><td>403.5</td><td>384.0</td><td>378.5</td><td>374.0</td><td>370.0</td><td>368.0</td><td>368.0</td><td>1976年12月から2022年10月まで</td> </tr> <tr> <td>月降水量の少ない方から (mm)</td><td>5.0</td><td>8.0</td><td>8.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>11.0</td><td>11.0</td><td>12.0</td><td>14.0</td><td>14.0</td><td>1976年12月から2017年7月まで</td> <td>2.0</td><td>5.0</td><td>7.0</td><td>8.0</td><td>8.5</td><td>9.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>11.0</td><td>11.0</td><td>11.0</td><td>1976年12月から2022年10月まで</td> </tr> <tr> <td>年降水量の多い方から (mm)</td><td>1,936.0</td><td>1,846.0</td><td>1,830.0</td><td>1,835.5</td><td>1,822.0</td><td>1,818.0</td><td>1,589.5</td><td>1,546.0</td><td>1,536.5</td><td>1,525.0</td><td>1976年から2016年まで</td> <td>1,836.0</td><td>1,846.0</td><td>1,830.0</td><td>1,835.5</td><td>1,831.0</td><td>1,822.0</td><td>1,818.0</td><td>1,589.5</td><td>1,546.0</td><td>1,536.5</td><td>1,536.5</td><td>1976年から2021年まで</td> </tr> <tr> <td>年降水量の少ない方から (mm)</td><td>870.0</td><td>893.0</td><td>928.0</td><td>939.0</td><td>1,142.0</td><td>1,142.0</td><td>1,170.0</td><td>1,178.0</td><td>1,224.0</td><td>1,229.0</td><td>1976年から2016年まで</td> <td>870.0</td><td>893.0</td><td>928.0</td><td>939.0</td><td>1,086.5</td><td>1,142.0</td><td>1,142.0</td><td>1,170.0</td><td>1,178.0</td><td>1,178.0</td><td>1,183.0</td><td>1976年から2021年まで</td> </tr> </table> <p>※佐用観測所は1回統計が切断されていますので直近の期間で抽出しています。</p>	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日最高	24.1	17	31	31.5	32.2	48.3	58.6	54.6	59.8	53	28.6	29.3	総雨量	120.5	85	155	157.5	161	241.5	293	273	299	265	143	146.5	佐用観測所(兵庫県)											気象庁統計より											要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	日降水量 (mm)	326.5	187.0	176.0	160.0	128.0	124.0	123.0	118.0	117.0	114.0	1976年12月から2017年8月まで	326.5	187.0	176.0	160.0	145.5	126.0	124.0	123.0	118.0	117.0	117.0	1976年12月から2022年11月まで	日最大10分間降水量 (mm)	18.5	18.0	17.0	17.0	16.0	15.5	15.0	15.0	14.5	14.5	2009年2月から2017年8月まで	22.5	20.0	18.5	18.0	17.5	17.0	17.0	16.5	16.0	15.5	15.5	2009年2月から2022年11月まで	日最大1時間降水量 (mm)	89.0	57.0	55.0	53.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	41.5	1976年12月から2017年8月まで	89.0	57.0	55.0	53.0	52.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	43.0	1976年12月から2022年11月まで	月降水量の多い方から (mm)	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	374.0	370.0	368.0	365.0	1976年12月から2017年7月まで	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	378.5	374.0	370.0	368.0	368.0	1976年12月から2022年10月まで	月降水量の少ない方から (mm)	5.0	8.0	8.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	14.0	14.0	1976年12月から2017年7月まで	2.0	5.0	7.0	8.0	8.5	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	1976年12月から2022年10月まで	年降水量の多い方から (mm)	1,936.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1,525.0	1976年から2016年まで	1,836.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,831.0	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1,536.5	1976年から2021年まで	年降水量の少ない方から (mm)	870.0	893.0	928.0	939.0	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,224.0	1,229.0	1976年から2016年まで	870.0	893.0	928.0	939.0	1,086.5	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,178.0	1,183.0	1976年から2021年まで	<p style="text-align: center;">月平均降水量(2017年～2021年) 気象庁佐用観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td>日最高</td><td>16.8</td><td>18.2</td><td>23</td><td>37.8</td><td>30.1</td><td>50.5</td><td>81.8</td><td>44.3</td><td>62.9</td><td>35.3</td><td>18.8</td><td>13.9</td> </tr> <tr> <td>総降水量</td><td>48.6</td><td>48.6</td><td>94.5</td><td>107.7</td><td>103.5</td><td>176.7</td><td>281.2</td><td>147.1</td><td>178.1</td><td>99.9</td><td>37.8</td><td>37.3</td> </tr> </table> <p>3 気象極値 アメダス佐用の観測所資料より、観測史上1～10位の値（年間を通じての値）を下表にまとめた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="11">佐用観測所(兵庫県)</td> <td colspan="11">気象庁統計より</td> </tr> <tr> <th>要素名/順位</th><th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th><th>6位</th><th>7位</th><th>8位</th><th>9位</th><th>10位</th><th>統計期間</th> <th>1位</th><th>2位</th><th>3位</th><th>4位</th><th>5位</th><th>6位</th><th>7位</th><th>8位</th><th>9位</th><th>10位</th><th>統計期間</th> </tr> <tr> <td>日降水量 (mm)</td><td>326.5</td><td>187.0</td><td>176.0</td><td>160.0</td><td>145.5</td><td>126.0</td><td>124.0</td><td>123.0</td><td>118.0</td><td>117.0</td><td>1976年12月から2022年11月まで</td> <td>326.5</td><td>187.0</td><td>176.0</td><td>160.0</td><td>145.5</td><td>126.0</td><td>124.0</td><td>123.0</td><td>118.0</td><td>117.0</td><td>117.0</td><td>1976年12月から2022年11月まで</td> </tr> <tr> <td>日最大10分間降水量 (mm)</td><td>22.5</td><td>20.0</td><td>18.5</td><td>18.0</td><td>17.5</td><td>17.0</td><td>17.0</td><td>16.5</td><td>16.0</td><td>15.5</td><td>2009年2月から2022年11月まで</td> <td>22.5</td><td>20.0</td><td>18.5</td><td>18.0</td><td>17.5</td><td>17.0</td><td>17.0</td><td>16.5</td><td>16.0</td><td>15.5</td><td>15.5</td><td>2009年2月から2022年11月まで</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間降水量 (mm)</td><td>89.0</td><td>57.0</td><td>55.0</td><td>53.0</td><td>52.0</td><td>50.0</td><td>49.0</td><td>49.0</td><td>44.0</td><td>43.0</td><td>1976年12月から2022年11月まで</td> <td>89.0</td><td>57.0</td><td>55.0</td><td>53.0</td><td>52.0</td><td>50.0</td><td>49.0</td><td>49.0</td><td>44.0</td><td>43.0</td><td>43.0</td><td>1976年12月から2022年11月まで</td> </tr> <tr> <td>月降水量の多い方から (mm)</td><td>467.0</td><td>444.0</td><td>414.5</td><td>405.0</td><td>403.5</td><td>384.0</td><td>378.5</td><td>374.0</td><td>370.0</td><td>368.0</td><td>1976年12月から2022年10月まで</td> <td>467.0</td><td>444.0</td><td>414.5</td><td>405.0</td><td>403.5</td><td>384.0</td><td>378.5</td><td>374.0</td><td>370.0</td><td>368.0</td><td>368.0</td><td>1976年12月から2022年10月まで</td> </tr> <tr> <td>月降水量の少ない方から (mm)</td><td>2.0</td><td>5.0</td><td>7.0</td><td>8.0</td><td>8.5</td><td>9.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>11.0</td><td>11.0</td><td>1976年12月から2022年10月まで</td> <td>2.0</td><td>5.0</td><td>7.0</td><td>8.0</td><td>8.5</td><td>9.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>11.0</td><td>11.0</td><td>11.0</td><td>1976年12月から2022年10月まで</td> </tr> <tr> <td>年降水量の多い方から (mm)</td><td>1,836.0</td><td>1,846.0</td><td>1,830.0</td><td>1,835.5</td><td>1,831.0</td><td>1,822.0</td><td>1,818.0</td><td>1,589.5</td><td>1,546.0</td><td>1,536.5</td><td>1976年から2021年まで</td> <td>1,836.0</td><td>1,846.0</td><td>1,830.0</td><td>1,835.5</td><td>1,831.0</td><td>1,822.0</td><td>1,818.0</td><td>1,589.5</td><td>1,546.0</td><td>1,536.5</td><td>1,536.5</td><td>1976年から2021年まで</td> </tr> <tr> <td>年降水量の少ない方から (mm)</td><td>870.0</td><td>893.0</td><td>928.0</td><td>939.0</td><td>1,086.5</td><td>1,142.0</td><td>1,142.0</td><td>1,170.0</td><td>1,178.0</td><td>1,183.0</td><td>1976年から2021年まで</td> <td>870.0</td><td>893.0</td><td>928.0</td><td>939.0</td><td>1,086.5</td><td>1,142.0</td><td>1,142.0</td><td>1,170.0</td><td>1,178.0</td><td>1,178.0</td><td>1,183.0</td><td>1976年から2021年まで</td> </tr> </table> <p>※佐用観測所は1回統計が切断されていますので直近の期間で抽出しています。</p>	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日最高	16.8	18.2	23	37.8	30.1	50.5	81.8	44.3	62.9	35.3	18.8	13.9	総降水量	48.6	48.6	94.5	107.7	103.5	176.7	281.2	147.1	178.1	99.9	37.8	37.3	佐用観測所(兵庫県)											気象庁統計より											要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	日降水量 (mm)	326.5	187.0	176.0	160.0	145.5	126.0	124.0	123.0	118.0	117.0	1976年12月から2022年11月まで	326.5	187.0	176.0	160.0	145.5	126.0	124.0	123.0	118.0	117.0	117.0	1976年12月から2022年11月まで	日最大10分間降水量 (mm)	22.5	20.0	18.5	18.0	17.5	17.0	17.0	16.5	16.0	15.5	2009年2月から2022年11月まで	22.5	20.0	18.5	18.0	17.5	17.0	17.0	16.5	16.0	15.5	15.5	2009年2月から2022年11月まで	日最大1時間降水量 (mm)	89.0	57.0	55.0	53.0	52.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	1976年12月から2022年11月まで	89.0	57.0	55.0	53.0	52.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	43.0	1976年12月から2022年11月まで	月降水量の多い方から (mm)	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	378.5	374.0	370.0	368.0	1976年12月から2022年10月まで	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	378.5	374.0	370.0	368.0	368.0	1976年12月から2022年10月まで	月降水量の少ない方から (mm)	2.0	5.0	7.0	8.0	8.5	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	1976年12月から2022年10月まで	2.0	5.0	7.0	8.0	8.5	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	1976年12月から2022年10月まで	年降水量の多い方から (mm)	1,836.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,831.0	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1976年から2021年まで	1,836.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,831.0	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1,536.5	1976年から2021年まで	年降水量の少ない方から (mm)	870.0	893.0	928.0	939.0	1,086.5	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,183.0	1976年から2021年まで	870.0	893.0	928.0	939.0	1,086.5	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,178.0	1,183.0	1976年から2021年まで	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
日最高	24.1	17	31	31.5	32.2	48.3	58.6	54.6	59.8	53	28.6	29.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
総雨量	120.5	85	155	157.5	161	241.5	293	273	299	265	143	146.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
佐用観測所(兵庫県)											気象庁統計より																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
日降水量 (mm)	326.5	187.0	176.0	160.0	128.0	124.0	123.0	118.0	117.0	114.0	1976年12月から2017年8月まで	326.5	187.0	176.0	160.0	145.5	126.0	124.0	123.0	118.0	117.0	117.0	1976年12月から2022年11月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
日最大10分間降水量 (mm)	18.5	18.0	17.0	17.0	16.0	15.5	15.0	15.0	14.5	14.5	2009年2月から2017年8月まで	22.5	20.0	18.5	18.0	17.5	17.0	17.0	16.5	16.0	15.5	15.5	2009年2月から2022年11月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
日最大1時間降水量 (mm)	89.0	57.0	55.0	53.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	41.5	1976年12月から2017年8月まで	89.0	57.0	55.0	53.0	52.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	43.0	1976年12月から2022年11月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
月降水量の多い方から (mm)	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	374.0	370.0	368.0	365.0	1976年12月から2017年7月まで	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	378.5	374.0	370.0	368.0	368.0	1976年12月から2022年10月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
月降水量の少ない方から (mm)	5.0	8.0	8.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	14.0	14.0	1976年12月から2017年7月まで	2.0	5.0	7.0	8.0	8.5	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	1976年12月から2022年10月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
年降水量の多い方から (mm)	1,936.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1,525.0	1976年から2016年まで	1,836.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,831.0	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1,536.5	1976年から2021年まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
年降水量の少ない方から (mm)	870.0	893.0	928.0	939.0	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,224.0	1,229.0	1976年から2016年まで	870.0	893.0	928.0	939.0	1,086.5	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,178.0	1,183.0	1976年から2021年まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
日最高	16.8	18.2	23	37.8	30.1	50.5	81.8	44.3	62.9	35.3	18.8	13.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
総降水量	48.6	48.6	94.5	107.7	103.5	176.7	281.2	147.1	178.1	99.9	37.8	37.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
佐用観測所(兵庫県)											気象庁統計より																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
日降水量 (mm)	326.5	187.0	176.0	160.0	145.5	126.0	124.0	123.0	118.0	117.0	1976年12月から2022年11月まで	326.5	187.0	176.0	160.0	145.5	126.0	124.0	123.0	118.0	117.0	117.0	1976年12月から2022年11月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
日最大10分間降水量 (mm)	22.5	20.0	18.5	18.0	17.5	17.0	17.0	16.5	16.0	15.5	2009年2月から2022年11月まで	22.5	20.0	18.5	18.0	17.5	17.0	17.0	16.5	16.0	15.5	15.5	2009年2月から2022年11月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
日最大1時間降水量 (mm)	89.0	57.0	55.0	53.0	52.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	1976年12月から2022年11月まで	89.0	57.0	55.0	53.0	52.0	50.0	49.0	49.0	44.0	43.0	43.0	1976年12月から2022年11月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
月降水量の多い方から (mm)	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	378.5	374.0	370.0	368.0	1976年12月から2022年10月まで	467.0	444.0	414.5	405.0	403.5	384.0	378.5	374.0	370.0	368.0	368.0	1976年12月から2022年10月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
月降水量の少ない方から (mm)	2.0	5.0	7.0	8.0	8.5	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	1976年12月から2022年10月まで	2.0	5.0	7.0	8.0	8.5	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	1976年12月から2022年10月まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
年降水量の多い方から (mm)	1,836.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,831.0	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1976年から2021年まで	1,836.0	1,846.0	1,830.0	1,835.5	1,831.0	1,822.0	1,818.0	1,589.5	1,546.0	1,536.5	1,536.5	1976年から2021年まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
年降水量の少ない方から (mm)	870.0	893.0	928.0	939.0	1,086.5	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,183.0	1976年から2021年まで	870.0	893.0	928.0	939.0	1,086.5	1,142.0	1,142.0	1,170.0	1,178.0	1,178.0	1,183.0	1976年から2021年まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>第1編 第3章 第2節 (18P)</p>	<p>第1款 人口・世帯 佐用町の総人口は平成27年時点で17,510人世帯数は6,301世帯（国勢調査）で、平成22年度調査時から1,755人193世帯減少となり、減少傾向は続いている。1世帯あたり人口は2.8人で人口密度57.0人/km²である。 年代別人口は、平成27年現在、年少人口（15歳未満）1,787人（10.2%）、生産年齢人口（15歳以上、65歳未満）9,026人（51.6%）、高齢人口（65歳以上）6,695人（38.2%）となっており、兵庫県全体平均に比べ高齢人口が多い。 なお、住民基本台帳による佐用町の人口は平成29年3月末現在17,522人、6,899世帯（外国人含む）となっている。</p>	<p>第1款 人口・世帯 佐用町の総人口は令和2年時点で15,863人世帯数は5,927世帯（国勢調査）で、平成27年度調査時から1,647人374世帯減少となり、減少傾向は続いている。1世帯あたり人口は2.7人で人口密度51.6人/k m²である。 年代別人口は、令和2年現在、年少人口（15歳未満）1,462人（9.2%）、生産年齢人口（15歳以上、65歳未満）7,540人（47.5%）、高齢人口（65歳以上）6,861人（43.3%）となっており、兵庫県全体平均に比べ高齢人口が多い。 なお、住民基本台帳による佐用町の人口は令和4年3月末現在15,701人、6,797世帯（外国人含む）となっている。</p>	<p>令和2年度国勢調査及び佐用町住民基本台帳人口変動による修正</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																
第1編 第3章 第2節 (19P)	第3款 交通 2 高速自動車道 <table border="1" data-bbox="405 199 1055 499"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>特徴・状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。</td> </tr> <tr> <td>播磨自動車道</td> <td>播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍粟市へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間（12.8km）が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。</td> </tr> <tr> <td>鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）</td> <td>鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特徴・状況	中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。	播磨自動車道	播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍粟市へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間（12.8km）が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。	鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。	第3款 交通 2 高速自動車道 <table border="1" data-bbox="1120 199 1769 499"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>特徴・状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。</td> </tr> <tr> <td>播磨自動車道</td> <td>播磨自動車道は、<u>山陽自動車道の播磨ジャンクション（兵庫県たつの市）から中国自動車道の宍粟ジャンクション（宍粟市）へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。播磨自動車道の最寄りのインターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。</u></td> </tr> <tr> <td>鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）</td> <td>鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特徴・状況	中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。	播磨自動車道	播磨自動車道は、 <u>山陽自動車道の播磨ジャンクション（兵庫県たつの市）から中国自動車道の宍粟ジャンクション（宍粟市）へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。播磨自動車道の最寄りのインターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。</u>	鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。	播磨自動車道開通による 時点修正
名称	特徴・状況																		
中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。																		
播磨自動車道	播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍粟市へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間（12.8km）が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。																		
鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。																		
名称	特徴・状況																		
中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジで、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。																		
播磨自動車道	播磨自動車道は、 <u>山陽自動車道の播磨ジャンクション（兵庫県たつの市）から中国自動車道の宍粟ジャンクション（宍粟市）へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。播磨自動車道の最寄りのインターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。</u>																		
鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。																		
第1編 第3章 第4節 (48P～53P)	第1款 洪水浸水等想定 <p>兵庫県による洪水ハザードマップ（兵庫県県土整備部土木局河川計画課）により、千種川流域の洪水浸水想定結果をまとめた。</p> <p>ハザードマップが想定している大雨の規模は次のとおりである。</p> <p>対象水系：千種川水系 対象区間：県管理区間 対象河川：（略） 想定規模：概ね100年に1回程度起こる大雨で氾濫した場合を想定している。</p> <p>雨量条件：1日総雨量265mm （以下省略）</p> <p>2 交通施設被害想定</p>	第1款 洪水浸水等想定 <p><u>1 洪水浸水想定（計画規模降雨）</u></p> <p>兵庫県による洪水ハザードマップ（兵庫県土木部河川整備課）により、<u>1日総雨量265mmの場合の千種川流域にかかる浸水状況を想定している。</u></p> <p>ハザードマップが想定している大雨の規模は次のとおりである。</p> <p>対象水系：千種川水系 対象区間：県管理区間 対象河川：（略） 想定規模：概ね100年に1回程度起こる大雨で氾濫した場合を想定している。</p> <p>雨量条件：1日総雨量265mm <u>計画規模降雨による浸水状況を示した町ハザードマップは、町ホームページに掲載している。</u></p> <p>2 交通施設被害想定 <u>佐用町全域に1日265mm雨が降った場合の千種川、佐用川、志文川及び支川に予想される浸水状況は次のとおりである。ただし、浸水区域は予測であり、雨の降り方や降る地域等により、浸水区域以外の場所で浸水するおそれがある。</u> <u>また、浸水状況の水深は、県から提供を受けた佐用町ハザードマップ（QGISソフトデータ）から予測している。</u></p>	県の計画に基づき変更 <ul style="list-style-type: none"> ・計画規模降雨の更新 ・想定最大規模降雨を追加 ・土砂災害特別警戒区域を追加 ・時点修正 																

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>(1) 道路施設</p> <p>① 佐用川流域</p> <p>佐用川流域の中国自動車道は浸水区域が通過しないので問題はない。</p> <p>国道 179 号は佐用川右岸の<u>吉福、真盛、早瀬</u>などの地区で冠水する可能性が高く、<u>真盛では 2m 以上 3m 未満の浸水区域と交わる。</u>上上月<u>三差路、力万、西大畠</u>の一部でも冠水する可能性が高い。国道 373 号は上流よりでは中土居付近に冠水のおそれがある。平福地区や<u>長谷地区</u>の上流側でも路面近くまで冠水する可能性がある。<u>国道 373 号と国道 179 号と合流する上町交差点の北でも国道 373 号が冠水するおそれがある。</u>上月以南は両岸部とも数 m の浸水区間が多く<u>国道 373 号は各所で冠水し通行不能となる可能性が高い。</u>円光寺～久崎間が浸水区域となっていないのは平地がないためであり、実際には計画高水流量を超えるため、数 m 以上水位は増すのでこの区間についても国道 373 号の通行は困難になるものと見られる。</p> <p>② 千種川流域</p> <p>旧南光町から千種川沿いに宍粟市と結ぶ県道 53 号線は上流の船越の門前から横坂にかけて <u>2m 以上 3m 未満</u>の冠水が予測される。下流側でも西下野付近は橋梁を含む区間が <u>1m 以上 2m 未満</u>の冠水が予想され、状況によっては長期に通行不能となる可能性がある。下徳久（鋳物師屋）付近で県道 53 号は 50 cm 以上 1m 未満の冠水が予想される。国道 179 号は林崎（太田井橋手前）から下徳久（下宿）にかけて <u>2m 未満</u>の冠水が予想され、交通は遮断される可能性がある。</p> <p>中国自動車道は浸水区域を外れており千種川流域の浸水影響は受けない。</p> <p>千種川下流域の幹線道路は、上郡～上月～佐用を結ぶ国道 373 号と、備前市から佐用町円光寺、同久崎を経て佐用町下徳久を結ぶ県道 368 号である。久崎～円光寺間は国道 373 号と県道 368 号は重複している。国道 373 号は久崎～家内間が <u>最大 4m 未満</u>の浸水区域となるため通行不能となる（久崎～円光寺間については(1) 佐用川流域の項を参照）。県道 368 号は千種川堤</p>	<p>(1) 道路施設</p> <p>① 佐用川流域</p> <p>佐用川流域の中国自動車道は浸水区域が通過しないので問題はない。</p> <p>国道 179 号は佐用川右岸の早瀬地区で冠水する可能性が高い。上上月、西大畠の一部でも冠水する可能性が高い。国道 373 号は上流よりでは中土居付近に冠水のおそれがある。平福地区の上流側でも路面近くまで冠水する可能性がある。上月以南は各所で <u>約 1 m</u> 冠水し通行不能となる可能性が高い。円光寺～久崎間が浸水区域となっていないのは平地がないためであり、実際には計画高水流量を超えるため、数 m 以上水位は増すのでこの区間についても国道 373 号の通行は困難になるものと見られる。</p> <p>② 千種川流域</p> <p>旧南光町から千種川沿いに宍粟市と結ぶ県道 53 号線は上流の船越の門前から横坂にかけて <u>一部で約 1m</u> の冠水が予測される。下流側でも西下野付近は橋梁を含む区間が <u>約 1m</u> の冠水が予想され、状況によっては長期に通行不能となる可能性がある。下徳久（鋳物師屋）付近で県道 53 号は 50 cm 以上 1m 未満の冠水が予想される。国道 179 号は林崎（太田井橋手前）から下徳久（下宿）にかけて <u>1m50 cm 未満</u>の冠水が予想され、交通は遮断される可能性がある。</p> <p>中国自動車道は浸水区域を外れており千種川流域の浸水影響は受けない。</p> <p>千種川下流域の幹線道路は、上郡～上月～佐用を結ぶ国道 373 号と、備前市から佐用町円光寺、同久崎を経て佐用町下徳久を結ぶ県道 368 号である。久崎～円光寺間は国道 373 号と県道 368 号は重複している。国道 373 号は久崎～家内間が <u>1m 以上 1m50 cm 未満</u>の浸水区域となるため通行不能となる（久崎～円光寺間については(1) 佐用川流域の項を参照）。県道 368 号は</p>	

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>防上の道路であるので浸水発生時には全線が通行不能となる。</p> <p>③ 志文川流域 （略）</p> <p>国道 179 号は志文川沿いの山際を通っている。本郷川と角亀川合流点手前の三日月、茶屋の一部で 50 cm 未満の冠水が予測される。それ以外の路線は、浸水区域と重なっていないので通行が不能となる事態は避けられるものと予測される。ただし、<u>末廣付近で国道 179 号付近が浸水区域の端</u>となっているので徐行ないし一時的な通行止めの可能性はある。末廣から中島の区間は、土井、安川、米田、中島で、50 cm 以上 <u>4m</u> 未満の冠水が予想される。</p> <p>(2) 鉄道施設</p> <p>① （略）</p> <p>② 千種川流域 （略）智頭急行線は<u>全線が 1m 以上 3m 未満</u>の浸水区域を通る。（略）</p> <p>③ ～④ （略）</p>	<p>千種川堤防上の道路であるので浸水発生時には全線が通行不能となる<u>可能性がある</u>。</p> <p>③ 志文川流域 （略）</p> <p>国道 179 号は志文川沿いの山際を通っている。本郷川と角亀川合流点手前の三日月、茶屋の一部で 50 cm 未満の冠水が予測される。それ以外の路線は、浸水区域と重なっていないので通行が不能となる事態は避けられるものと予測される。ただし、<u>町道新宿中安線は、末廣（島脇）付近が浸水区域</u>となっているので徐行ないし一時的な通行止めの可能性はある。末廣から中島の区間は、土井、安川、米田、中島で、50 cm 以上 <u>2m</u> 未満の冠水が予想される。</p> <p>(2) 鉄道施設</p> <p>① （略）</p> <p>② 千種川流域 （略）智頭急行線は<u>久崎・家内地区で 1m 以上 3m 未満</u>の浸水区域を通る。（略）</p> <p>③ ～④ （略）</p> <p><u>3 洪水浸水想定（想定最大規模降雨）</u> <u>兵庫県による洪水ハザードマップ（兵庫県土木部河川整備課）により、1 日総雨量 578 mm の場合の千種川流域の洪水浸水想定を想定している。</u> <u>ハザードマップが想定している大雨の規模は次のとおりである。</u> <u>対象水系：千種川水系</u> <u>対象区間：県管理区間</u> <u>対象河川：千種川、佐用川、志文川、秋里川、大日山川、須安川、幕山川、桜山川、大地川、熊井川、山田川、江川川、西河内川、淀川、末包川、金近川、長谷川、庵川、滝谷川（佐用川支川）、東谷川、滝谷川、大下り川、弦谷川、角亀川、本郷川、鎌倉川、鞍居川 など</u></p>	

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p><u>3</u> 土砂災害 (1) 危険箇所等の定義 ①土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。</p> <p>土砂災害警戒区域の指定は、土砂災害の発生危険度を示すものではなく、土砂災害警戒区域に指定されていないからといって安全であるとは言えない。また、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊による土砂災害を想定しており、想定範囲内であれば土砂災害は警戒区域の範囲内に収まるが、表層崩壊以上の深層崩壊が発生した場合には、土砂災害警戒区域の範囲を超えて被害が及ぶことも考えられる。</p>	<p><u>想定規模：概ね1000年に1回程度起こる大雨で氾濫した場合を想定している。</u> <u>雨量条件：1日総雨量578mm</u> <u>想定最大規模降雨による浸水状況を示した町ハザードマップは、町防災計画資料編及び町ホームページに掲載している。</u></p> <p><u>4</u> 土砂災害 (1) 危険箇所等の定義 ①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。 <u>土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域である。</u></p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は、土砂災害の発生危険度を示すものではなく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないからといって安全であるとは言えない。また、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊による土砂災害を想定しており、想定範囲内であれば土砂災害は警戒区域の範囲内に収まるが、表層崩壊以上の深層崩壊が発生した場合には、土砂災害警戒区域の範囲を超えて被害が及ぶことも考えられる。</p>	

項	修正前				修正後（素案）				主な理由等
	管轄省庁及び業務 国土交通省 (砂防)	危険地区、危険箇所等の名称及び箇所数	関係法令 地すべり等 防 止 法	定 義 地すべり危険箇所のうち、法律に基づく指定を受け防災対策を進めている箇所をいいます 急傾斜地崩壊危険箇所と同じ。 急傾斜地法第7条により行為の制限が及ぶこととなります。	管轄省庁及び業務 国土交通省 (砂防)	危険地区、危険箇所等の名称及び箇所数	関係法令 地すべり等 防 止 法	定 義 地すべり危険箇所のうち、法律に基づく指定を受け防災対策を進めている箇所をいいます 急傾斜地崩壊危険箇所と同じ。 急傾斜地法第7条により行為の制限が及ぶこととなります。	
<p>⑤表層崩壊及び深層崩壊（略）</p> <p>(2) 基礎調査 「土砂災害危険箇所」の基礎調査では1/25,000地形図を使用し土砂災害のおそれのある箇所を把握していますが、「土砂災害警戒区域」の基礎調査では最新の航空写真から作成した1/2,500地形図を使用し土砂災害のおそれのある地域を把握しているため、調査精度は大幅に向上しています。したがって、「土砂災害危険箇所」で示した範囲と、「土砂災害警戒区域」で示した範囲とは異なる場合があります。</p> <p>(3) 土砂災害想定 佐用町は、土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域（急傾斜地）」は540箇所、「土砂災害警戒区域（土石流）」は395箇所、地すべり危険地区9箇所の指定があり、砂防三法に基づき、国土交通省が調査する「土砂災害危険箇所」は、土石流危険渓流396箇所、地すべり危険箇所9箇所、急傾斜地崩壊危険箇所547箇所ある。また、林野庁の山地災害危険地区調査による「山地災害危険地区（山腹崩壊）」は179箇所、山地災害危険地区（崩壊土砂流出）は226箇所、地すべり危険地区は10箇所ある。</p> <p>このように佐用町の多くの地域は「土砂災害警戒区域」、「土砂災害危険箇所」、「山地災害危険地</p>		<p>⑤表層崩壊及び深層崩壊（略）</p> <p>(2) 基礎調査 「土砂災害危険箇所」の基礎調査では1/25,000地形図を使用し土砂災害のおそれのある箇所を把握していますが、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」の基礎調査では最新の航空写真から作成した1/2,500地形図を使用し土砂災害のおそれのある地域を把握しているため、調査精度は大幅に向上しています。したがって、「土砂災害危険箇所」で示した範囲と、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」で示した範囲とは異なる場合があります。</p> <p>(3) 土砂災害想定 佐用町は、土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域（急傾斜地）」は540箇所、「土砂災害警戒区域（土石流）」は395箇所、地すべり危険地区9箇所の指定があり、「土砂災害特別警戒区域」は、急傾斜地の崩落57箇所、土石流21箇所の指定がある。砂防三法に基づき、国土交通省が調査する「土砂災害危険箇所」は、土石流危険渓流396箇所、地すべり危険箇所9箇所、急傾斜地崩壊危険箇所547箇所ある。また、林野庁の山地災害危険地区調査による「山地災害危険地区（山腹崩壊）」は197箇所、山地災害危険地区（崩壊土砂流出）は378箇所、地すべり危険地区は10箇所ある。</p> <p>このように佐用町の多くの地域は「土砂災害警戒区域」、「土砂災害危険箇所」、「土砂災害特別警</p>							

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<p>区」に指定されており、雨量等の状況により、広範囲に土砂災害の危険が予想される。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>戒区域</u>」、「<u>山地災害危険地区</u>」に指定されており、雨量等の状況により、広範囲に土砂災害の危険が予想される。</p> <p>(以下略)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>第1編 第3章 第5節 (54P)</p>	<p>第1款 危険箇所 ■ 佐用町の災害危険箇所（出典：県防災計画資料編など）</p> <table border="1" data-bbox="376 359 1039 758"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th>佐用地域</th> <th>上月地域</th> <th>南光地域</th> <th>三日月地域</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要水防箇所（国・県）</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒区域</td> <td>土石流</td> <td>161</td> <td>113</td> <td>62</td> <td>59</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>164</td> <td>181</td> <td>111</td> <td>84</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山地災害危険地区</td> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>86</td> <td>50</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>79</td> <td>58</td> <td>50</td> <td>39</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害危険箇所</td> <td>土石流危険溪流</td> <td>161</td> <td>113</td> <td>63</td> <td>59</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>164</td> <td>188</td> <td>111</td> <td>84</td> <td>547</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2款 法指定区域 ■ 佐用町の法指定区域</p> <table border="1" data-bbox="362 890 1025 1117"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th>佐用地域</th> <th>上月地域</th> <th>南光地域</th> <th>三日月地域</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害危険区域（建築基準法 39条）</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険区域</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td></td> <td>7</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域</td> <td></td> <td>2,795ha</td> <td>1,305ha</td> <td>749ha</td> <td>1,059h</td> <td>5,908ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 西播磨管内の砂防指定地</p> <table border="1" data-bbox="362 1173 1043 1249"> <thead> <tr> <th>県民局</th> <th>所管事務所</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西播磨県民局</td> <td>光都土木事務所</td> <td>226</td> <td>2,822.43</td> </tr> </tbody> </table>	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計	区分							重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12	土砂災害警戒区域	土石流	161	113	62	59	395	急傾斜地	164	181	111	84	540	地すべり	4	4	1	0	9	山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	86	50	17	26	179	崩壊土砂流出危険地区	79	58	50	39	226	地すべり危険地区	3	5	0	2	10	土砂災害危険箇所	土石流危険溪流	161	113	63	59	396	地すべり危険箇所	4	4	1	0	9	急傾斜地崩壊危険箇所	164	188	111	84	547	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計	区分							災害危険区域（建築基準法 39条）		0	0	0	0	0	土砂災害危険区域		0	0	0	0	0	地すべり防止区域		1	0	1	0	2	急傾斜地崩壊危険区域		7	5	2	6	20	宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha	県民局	所管事務所	箇所数	面積 (ha)	西播磨県民局	光都土木事務所	226	2,822.43	<p>第1款 危険箇所 ■ 佐用町の災害危険箇所（出典：県防災計画資料編など）</p> <table border="1" data-bbox="1090 359 1753 790"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th>佐用地域</th> <th>上月地域</th> <th>南光地域</th> <th>三日月地域</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要水防箇所（国・県）</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害特別警戒区域 (H30.3.30)</td> <td>土石流</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>57</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒区域 (H30.3.30)</td> <td>土石流</td> <td>161</td> <td>113</td> <td>62</td> <td>59</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>164</td> <td>181</td> <td>111</td> <td>84</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山地災害危険地区 (R3.4.1)</td> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>92</td> <td>52</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>151</td> <td>100</td> <td>70</td> <td>57</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害危険箇所 (R3.9.3)</td> <td>土石流危険溪流</td> <td>161</td> <td>113</td> <td>63</td> <td>59</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>164</td> <td>188</td> <td>111</td> <td>84</td> <td>547</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2款 法指定区域 ■ 佐用町の法指定区域</p> <table border="1" data-bbox="1077 885 1740 1112"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th>佐用地域</th> <th>上月地域</th> <th>南光地域</th> <th>三日月地域</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害危険区域（建築基準法 39条）</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土砂災害危険区域</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td></td> <td>12</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域</td> <td></td> <td>2,795ha</td> <td>1,305ha</td> <td>749ha</td> <td>1,059h</td> <td>5,908ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 西播磨管内の砂防指定地 (令和4年10月19日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1077 1173 1758 1244"> <thead> <tr> <th>県民局</th> <th>所管事務所</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西播磨県民局</td> <td>光都土木事務所</td> <td>278</td> <td>2,911.65</td> </tr> </tbody> </table>	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計	区分							重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12	土砂災害特別警戒区域 (H30.3.30)	土石流	21				21	急傾斜地	57				57	地すべり	0				0	土砂災害警戒区域 (H30.3.30)	土石流	161	113	62	59	395	急傾斜地	164	181	111	84	540	地すべり	4	4	1	0	9	山地災害危険地区 (R3.4.1)	山腹崩壊危険地区	92	52	25	28	197	崩壊土砂流出危険地区	151	100	70	57	378	地すべり危険地区	3	5	0	2	10	土砂災害危険箇所 (R3.9.3)	土石流危険溪流	161	113	63	59	396	地すべり危険箇所	4	4	1	0	9	急傾斜地崩壊危険箇所	164	188	111	84	547	地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計	区分							災害危険区域（建築基準法 39条）		0	0	0	0	0	土砂災害危険区域		0	0	0	0	0	地すべり防止区域		1	0	1	0	2	急傾斜地崩壊危険区域		12	7	6	6	31	宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha	県民局	所管事務所	箇所数	面積 (ha)	西播磨県民局	光都土木事務所	278	2,911.65	<p>土砂災害特別警戒区域を追加 時点修正</p>
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂災害警戒区域	土石流	161	113	62	59	395																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地	164	181	111	84	540																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地すべり	4	4	1	0	9																																																																																																																																																																																																																																																																																														
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	86	50	17	26	179																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	崩壊土砂流出危険地区	79	58	50	39	226																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地すべり危険地区	3	5	0	2	10																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂災害危険箇所	土石流危険溪流	161	113	63	59	396																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地すべり危険箇所	4	4	1	0	9																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地崩壊危険箇所	164	188	111	84	547																																																																																																																																																																																																																																																																																														
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
災害危険区域（建築基準法 39条）		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂災害危険区域		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
地すべり防止区域		1	0	1	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																														
急傾斜地崩壊危険区域		7	5	2	6	20																																																																																																																																																																																																																																																																																														
宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha																																																																																																																																																																																																																																																																																														
県民局	所管事務所	箇所数	面積 (ha)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
西播磨県民局	光都土木事務所	226	2,822.43																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂災害特別警戒区域 (H30.3.30)	土石流	21				21																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地	57				57																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地すべり	0				0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂災害警戒区域 (H30.3.30)	土石流	161	113	62	59	395																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地	164	181	111	84	540																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地すべり	4	4	1	0	9																																																																																																																																																																																																																																																																																														
山地災害危険地区 (R3.4.1)	山腹崩壊危険地区	92	52	25	28	197																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	崩壊土砂流出危険地区	151	100	70	57	378																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地すべり危険地区	3	5	0	2	10																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂災害危険箇所 (R3.9.3)	土石流危険溪流	161	113	63	59	396																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地すべり危険箇所	4	4	1	0	9																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地崩壊危険箇所	164	188	111	84	547																																																																																																																																																																																																																																																																																														
地域		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
災害危険区域（建築基準法 39条）		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂災害危険区域		0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
地すべり防止区域		1	0	1	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																														
急傾斜地崩壊危険区域		12	7	6	6	31																																																																																																																																																																																																																																																																																														
宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059h	5,908ha																																																																																																																																																																																																																																																																																														
県民局	所管事務所	箇所数	面積 (ha)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
西播磨県民局	光都土木事務所	278	2,911.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>第2編 第1章 第3節 (56P)</p>	<p>災害による被害を未然に防ぎ、又は最小限に抑え、堅牢でしなやかな地域防災基盤を整備するため、以下の事項を中心に防災基盤整備の内容等を明示する。</p>	<p>災害による被害を未然に防ぎ、又は最小限に抑え、堅牢でしなやかな地域防災基盤を整備するため、以下の事項を中心に防災基盤整備の内容等を明示する。</p> <p><u>また、平常時より、災害による被害が予測される空</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める記述を追加</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																						
第2編 第2章 第3節 (58P～60P)	第2款 防災訓練 町及び防災関係機関は、防災訓練を実施し防災力の向上に努める。また、訓練結果の事後評価を行うとともに、課題を明らかにし、その改善に努め災害対策の充実強化を図る。 防災訓練については、様々な災害パターンや複合災害を想定して実施し、あらゆる災害に対し臨機応変に対応できるよう備える。(以下略) 1 (略) 2 総合防災訓練 (1)～(3)略 (4) 地域連携訓練 地域防災力の向上等を図るため、家庭、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、避難所開設等の訓練を実施する。	<u>き家等の状況の確認に努めるものとする。</u> 第2款 防災訓練 町及び防災関係機関は、防災訓練を実施し防災力の向上に努める。また、訓練結果の事後評価を行うとともに、課題を明らかにし、その改善に努め災害対策の充実強化を図る。 防災訓練については、様々な災害パターンや複合災害 <u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u> を想定して実施し、あらゆる災害に対し臨機応変に対応できるよう備える。(以下略) 1 (略) 2 総合防災訓練 (1)～(3)略 (4) 地域連携訓練 地域防災力の向上等を図るため、家庭、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、避難所開設等の訓練を実施する。 <u>このとき、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分に配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めるものとする。</u>	県計画に基づく修正 ・複合災害の説明を追加 ・感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練に関することを追加																																																						
第2編 第2章 第4節 (61P～62P)	第1款 県や他市町との連携強化 2 広域防災対応計画の検討・推進 (2) 災害時の相互応援協定等 <table border="1" data-bbox="365 1106 1001 1428"> <thead> <tr> <th>応援協定・覚書名称</th> <th>締結年月日</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定</td> <td>H8. 7. 1</td> <td>兵庫県2市2町 岡山県2市1村</td> </tr> <tr> <td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td> <td>H18. 3. 27</td> <td>西播磨地域5市6町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定</td> <td>H18. 11. 1</td> <td>兵庫県及び県内市町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</td> <td>H17. 9. 1</td> <td>兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>兵庫県水道災害相互応援に関する協定</td> <td>H10. 3. 16</td> <td>兵庫県、県内市町、県内企業団、日水協県支部及び県簡水協会</td> </tr> <tr> <td>播磨広域連携防災協定</td> <td>H24. 8. 30</td> <td>播磨地域12市9町</td> </tr> <tr> <td>災害時等の応援に関する申し合わせ</td> <td>H24. 11. 15</td> <td>国土交通省近畿地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>	応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先	兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8. 7. 1	兵庫県2市2町 岡山県2市1村	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18. 3. 27	西播磨地域5市6町	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県及び県内市町	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県内市町、県内企業団、日水協県支部及び県簡水協会	播磨広域連携防災協定	H24. 8. 30	播磨地域12市9町	災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 11. 15	国土交通省近畿地方整備局	第1款 県や他市町との連携強化 2 広域防災対応計画の検討・推進 (2) 災害時の相互応援協定等 <table border="1" data-bbox="1081 1106 1718 1469"> <thead> <tr> <th>応援協定・覚書名称</th> <th>締結年月日</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定</td> <td>H8. 7. 1</td> <td>兵庫県2市2町 岡山県2市1村</td> </tr> <tr> <td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td> <td>H18. 3. 27</td> <td>西播磨地域5市6町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定</td> <td>H18. 11. 1</td> <td>兵庫県及び県内市町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</td> <td>H17. 9. 1</td> <td>兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>兵庫県水道災害相互応援に関する協定</td> <td>H10. 3. 16</td> <td>兵庫県、県内市町、県内企業団、日水協県支部及び県簡水協会</td> </tr> <tr> <td>播磨広域連携防災協定</td> <td>H24. 8. 30</td> <td>播磨地域12市9町</td> </tr> <tr> <td>災害時等の応援に関する申し合わせ</td> <td>H24. 11. 15</td> <td>国土交通省近畿地方整備局</td> </tr> <tr> <td><u>兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互応援に関する協定書</u></td> <td><u>R2. 9. 1</u></td> <td><u>宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町</u></td> </tr> <tr> <td><u>神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書</u></td> <td><u>R3. 7. 19</u></td> <td><u>神戸市</u></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先	兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8. 7. 1	兵庫県2市2町 岡山県2市1村	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18. 3. 27	西播磨地域5市6町	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県及び県内市町	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県内市町、県内企業団、日水協県支部及び県簡水協会	播磨広域連携防災協定	H24. 8. 30	播磨地域12市9町	災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 11. 15	国土交通省近畿地方整備局	<u>兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互応援に関する協定書</u>	<u>R2. 9. 1</u>	<u>宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町</u>	<u>神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書</u>	<u>R3. 7. 19</u>	<u>神戸市</u>	協定追加による時点修正
応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先																																																							
兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8. 7. 1	兵庫県2市2町 岡山県2市1村																																																							
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18. 3. 27	西播磨地域5市6町																																																							
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県及び県内市町																																																							
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合																																																							
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県内市町、県内企業団、日水協県支部及び県簡水協会																																																							
播磨広域連携防災協定	H24. 8. 30	播磨地域12市9町																																																							
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 11. 15	国土交通省近畿地方整備局																																																							
応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先																																																							
兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8. 7. 1	兵庫県2市2町 岡山県2市1村																																																							
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18. 3. 27	西播磨地域5市6町																																																							
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県及び県内市町																																																							
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合																																																							
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県内市町、県内企業団、日水協県支部及び県簡水協会																																																							
播磨広域連携防災協定	H24. 8. 30	播磨地域12市9町																																																							
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 11. 15	国土交通省近畿地方整備局																																																							
<u>兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互応援に関する協定書</u>	<u>R2. 9. 1</u>	<u>宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町</u>																																																							
<u>神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書</u>	<u>R3. 7. 19</u>	<u>神戸市</u>																																																							

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
(64P)		<p><u>広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>また、町及び県、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。</u></p>	<p>・広域避難・広域一時滞在の体制の整備に関すること</p>
第2編 第2章 第6節 (65P)	第1款 防災情報機器による情報収集 1 (略) 2 河川情報システム 町（企画防災課）は、水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川監視カメラ映像等で状況を確認する。 3 (略)	第1款 防災情報機器による情報収集 1 (略) 2 河川情報システム 町（企画防災課）は、水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川 <u>ライブ</u> カメラ映像等で状況を確認する。 3 (略)	県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更
第2編 第2章 第6節 (65P)	4 防災情報提供システムによる防災情報の収集 町（企画防災課）は、防災情報提供システムにより、 <u>流域雨量指数、大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布、警報・注意報（図表形式）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の情報を取得する。</u> (1) <u>大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布</u> (2) <u>流域雨量指数</u> (3) <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> (4) <u>警報・注意報（図表形式）</u> (5) <u>レーダー・降水ナウキャスト など</u>	4 <u>気象庁ホームページによる防災情報の収集</u> 町（企画防災課）は、 <u>気象庁ホームページにより、気象警報・注意報等の警戒期間、キキクルによる浸水等の危険度分布情報、流域雨量指数の予測値などの情報を取得する。</u> (1) <u>気象警報・注意報等の警戒期間</u> (2) <u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値</u> (3) <u>土砂災害警戒情報</u> (4) <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> (5) <u>雨雲の動き、今後の雨など</u>	県計画に基づく修正 ・防災情報提供システムによる情報収集から気象庁ホームページによる情報収集に変更
第2編 第2章 第6節 (66P)	第3款 情報伝達手段の整備 6 <u>公共情報 commons</u>	第3款 情報伝達手段の整備 6 <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>	県計画に基づく修正 ・システム名称変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																								
第2編 第2章 第7節 (67P)	3 コミュニティ防災拠点の配置 災害時における地域住民の避難所及び防災活動拠点となり、避難と救援の接点としての機能を確保する拠点として、町内の小学校をコミュニティ防災拠点として位置づける。 4 佐用町の防災拠点 <table border="1" data-bbox="405 368 1050 491"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティ防災拠点</td> <td>町内の小学校等(10箇所)</td> <td>所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	所在地	電話	(略)				コミュニティ防災拠点	町内の小学校等(10箇所)	所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」		3 コミュニティ防災拠点の配置 災害時における地域住民の避難所及び防災活動拠点となり、避難と救援の接点としての機能を確保する拠点として、町内の小 <u>中</u> 学校等をコミュニティ防災拠点として位置づける。 4 佐用町の防災拠点 <table border="1" data-bbox="1122 368 1767 491"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティ防災拠点</td> <td>町内の小学校等</td> <td>所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名	所在地	電話	(略)				コミュニティ防災拠点	町内の小学校等	所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」		語句の統一 コミュニティ防災拠点は、指定避難所及びその他公共施設（資料編一覧のとおり）となるため、箇所数(10箇所)を削除
区分	施設名	所在地	電話																								
(略)																											
コミュニティ防災拠点	町内の小学校等(10箇所)	所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」																									
区分	施設名	所在地	電話																								
(略)																											
コミュニティ防災拠点	町内の小学校等	所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」																									
第2編 第2章 第9節 (71P)	第2款 災害医療体制等の整備 2 患者の搬送途上において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、 <u>二次</u> 医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。	第2款 災害医療体制等の整備 2 患者の搬送途上において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、 <u>災害</u> 医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。	県計画に基づく修正 ・用語の適正化																								
第2編 第2章 第10節 (71P)	電話、電気、ガス等の関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策情報を共有する。 また、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。 1～3 (略)	電話、電気、ガス等の関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策情報を共有する。 また、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。 1～3 (略) <u>4 町（総務課・企画防災課・建設課・上下水道課）は、倒木等によりライフライン関係施設等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、ライフライン関係機関との事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努める。</u>	県計画に基づく修正 ・倒木等によりライフライン関係施設等に支障が生じる場合の対策を追加																								
第2編 第2章 第12節 (72P)	第1款 避難及び避難誘導 大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、町は住民に対し、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討して把握するよう周知する。	第1款 避難及び避難誘導 大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、町は住民に対し、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討して把握するよう周知する。 住民は、 <u>「マイ避難カード」等を活用し、あらかじめ自らの避難の種類（待避・垂直避難・水平避難）</u>	県計画に基づく修正 ・避難に関する情報の記述修正等による修正																								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>住民は、あらかじめ自らの避難場所、避難経路等を把握しておき、災害時に安全な経路を選択できるように努める。</p> <p>避難においては、住民や自治会及び自主防災組織、消防団等が協力し避難誘導に努める。</p> <p>特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、災害時避難行動要支援者を支援する地域支援者が速やかに避難誘導を行う。</p> <p>※ 避難の考え方は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」並びに、佐用町避難判断マニュアル（H26.4.1運用開始）参照</p>	<p>や避難場所、避難経路等を把握しておき、災害時に安全な避難ができるように努める。</p> <p>避難においては、住民や自治会及び自主防災組織、消防団等が協力し避難誘導に努める。</p> <p>特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、高齢者等避難が発令された場合、災害時避難行動要支援者を支援する地域支援者が速やかに避難誘導を行う。</p> <p>※ 避難の考え方は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」並びに、佐用町避難判断マニュアル（H26.4.1運用開始）参照</p>	
<p>第2編 第2章 第12節 (72P～73P)</p>	<p>第2款 避難所の設定 3 福祉避難所</p> <p>避難所には災害時避難行動要支援者に対応した設備が整っていない箇所もあるため、町は、一般の避難所とは別に、あらかじめ福祉避難所を選定し指定するよう努める。</p> <p>福祉避難所は、町内で設備の整った社会福祉施設の中から選定するとともに、施設管理者へ理解を求め、協力の得られた施設をあらかじめ福祉避難所として指定しておく。</p>	<p>第2款 避難所の設定 3 福祉避難所</p> <p>避難所には災害時避難行動要支援者に対応した設備が整っていない箇所もあるため、町は、一般の避難所とは別に、あらかじめ福祉避難所を選定し指定するよう努める。</p> <p>福祉避難所は、町内で設備の整った社会福祉施設の中から選定するとともに、施設管理者へ理解を求め、協力の得られた施設とあらかじめ福祉避難所として協定を結んでおく。</p> <p>町（健康福祉課、高年介護課）は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくるのではないよう、必要に応じて、あらかじめ受入れ対象者を特定するよう努める。</p> <p>町（健康福祉課、高年介護課）は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>表現の修正 県計画に基づく修正 ・福祉避難所への受け入れ対象者を特定するように努めるなどを追加</p>
<p>第2編 第2章 第12節 (73P)</p>		<p>4 一時避難所</p> <p>一時避難所とは、命を守るため一時的に危険を回避する場所である。また、切迫した状況における「緊急的な避難先」ともなる。一時避難所は、平時</p>	<p>一時避難所については、第3篇 災害応急対策計画に記載しているが、第2編災害予防</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p><u>に各自治会で地域の中で可能な限り安全な集会所や公共施設、住家など選択しておく。</u></p>	<p>計画において、平時に各自治会で選定しておくことなどを追加</p>
<p>第2編 第2章 第12節 (73P)</p>		<p><u>5 広域避難及び広域一時滞在への配慮</u> <u>町（企画防災課、教育委員会、総務課）は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努める。</u> <u>また、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・広域避難及び広域一時滞在への配慮を追加</p>
<p>第2編 第2章 第12節 (73P)</p>		<p><u>6 留意事項</u> <u>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から関係課（企画防災課、健康福祉課、教育委員会）が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u> <u>○指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害時は当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u> <u>○自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることか</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・留意事項を追加</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第2編 第2章 第13節 (73～74P)	<p>第1款 施設、設備の整備</p> <p>避難所となる施設は、耐震・浸水対策やバリアフリー化の対策を行うとともに、そこが避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に努める。</p> <p>避難所には、災害時においても最低限の住民生活を維持し、避難生活や管理運営を良好に行うことが出来る設備（避難者スペース、ライフラインの確保、備蓄倉庫、物資の備蓄、情報収集機器等）を整備するなど、計画的に施設整備を推進する。</p> <p>また、小中学校の統廃合に併せ避難所となる施設を検討するとともに、設備等の整備を計画的に推進する。</p>	<p><u>ら、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。</u></p> <p>第1款 施設、設備の整備</p> <p>避難所となる施設は、耐震・浸水対策やバリアフリー化の対策を行うとともに、そこが避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に努める。</p> <p>避難所には、災害時においても最低限の住民生活を維持し、避難生活や管理運営を良好に行うことが出来る設備（避難者スペース、ライフラインの確保、備蓄倉庫、物資の備蓄、情報収集機器、<u>非常用発電機</u>等）を整備するなど、計画的に施設整備を推進する。</p> <p><u>避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>また、小中学校の統廃合に併せ避難所となる施設を検討するとともに、設備等の整備を計画的に推進する。</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の施設・設備の整備に当たり、要配慮者へ十分に配慮する旨を追加
第2編 第2章 第13節 (74P)	<p>第3款 避難所運営組織の育成</p> <p>町（教育委員会）は、自治会、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど、円滑な避難所運営体制の整備に努め、自主運営体制の確立を図る。</p> <p>教職員は、災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害で学校に避難所が開設された場合、7日以内を原則として、避難所運営に従事できる。</p>	<p>第3款 避難所運営組織の育成</p> <p>町（教育委員会）は、自治会、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど、円滑な避難所運営体制の整備に努め、自主運営体制の確立を図る。</p> <p>教職員は、災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害で学校に避難所が開設された場合、7日以内を原則として、避難所運営に従事できる。</p> <p><u>ただし、学校の重要な役割は、生徒の安全を確保すること、学校の再開に向けて全力を注ぐことであるため、避難所支援は、過度の業務とならないよう状況により判断する。</u></p>	<p>避難所開設の際、教職員による避難所支援が、過度の業務とならないよう配慮する内容を追加</p>
第2編 第2章	<p>第5款 <u>避難勧告</u>等判断・伝達マニュアルの整備</p>	<p>第5款 <u>避難指示</u>等判断・伝達マニュアルの整備</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の名称変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第13節 (74P～75P)	町（企画防災課）は、避難情報の発令や住民への伝達に資するため、県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（水害・土砂災害編）」を基に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し平成26年4月1日から運用を開始した。「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に作成するにあたっての浸水想定は、県が千種川流域平均で24時間あたり265mmの大雨が降った場合の浸水状況を、概ね平成21年時点の河川の整備状況でシミュレーションしたものである。今後、県が作成した想定最大規模降雨（24時間578mm）による洪水浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等を基に修正を行う。	町（企画防災課）は、避難情報の発令や住民への伝達に資するため、県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（水害・土砂災害編）」を基に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し平成26年4月1日から運用を開始した。「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するにあたっての浸水想定は、県が千種川流域平均で24時間あたり265mmの大雨が降った場合の浸水状況を、概ね平成21年時点の河川の整備状況でシミュレーションしたものである。今後、県が作成した想定最大規模降雨（24時間578mm）による洪水浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等を基に修正を行う。 <u>町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」は、国の「避難情報に関するガイドラインの改定」（最新版）と県の「避難判断ガイドライン」（最新版）を参考に見直しを行い、「避難指示等の判断・伝達情報マニュアル」として運用を開始している。</u> <u>町（企画防災課）は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</u>	国の「避難情報に関するガイドラインの改定」を参考にして、町の「避難指示等の判断・伝達情報マニュアル」を改定して運用を開始しているなどを追加
第2編 第2章 第13節 (75P)		<u>第6款 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</u> <u>町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</u>	県計画に基づく修正 ・新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策を追加

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p><u>また、町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</u></p> <p>（新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月作成）の主な内容）</p> <p>① フェーズ0 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知 <p>② フェーズ1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項 <p>③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の受入れ ・避難所運営 <p>④ フェーズ3 避難所解消 等</p>	
<p>第2編 第2章 第14節 (76P)</p>	<p>第1款 基本方針 1～4 (略)</p>	<p>第1款 基本方針 1～4 (略)</p> <p><u>5 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p><u>6 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用に関することを追加</p>
<p>第2編 第2章 第14節 (77P～78P)</p>	<p>第2款 食料 1 備蓄、調達 (1)～(2) 略 (3)品目 備蓄する品目は以下の食料品とすることを基本とする。備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外の弁当、</p>	<p>第2款 食料 1 備蓄、調達 (1)～(2) 略 (3)品目 備蓄・<u>調達</u>する品目は以下の食料品とすることを基本とする。備蓄にあたっては、高齢者、<u>妊産婦</u>、<u>乳幼児</u>、<u>食事制限のある者等</u>のニーズへの配慮、現</p>	<p>県計画に基づく修正 ・備蓄・調達する食料品について、妊産婦、食事制限のある者等へも配慮する内容を追加 ・備蓄・調達物資の搬送等にあたり、兵庫県</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等										
	<p>パン等の流通食品の調達についても十分配慮する。</p> <p>① 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調整粉乳等の主食</p> <p>② ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の主食以外の食品等</p> <p>(4) 略</p> <p>2 搬送等</p> <p>町（建設課）は、緊急輸送路を活用して指定避難所等に搬送するなど、被災者への食料輸送体制を整備する。</p>	<p>物備蓄又は流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達についても十分配慮する。</p> <p>① 炊き出し用米穀、<u>弁当</u>、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調整粉乳等の主食</p> <p>② ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、<u>醤油</u>、<u>緑茶</u>等の主食以外の食品・<u>飲料水</u></p> <p>③ <u>粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 搬送等</p> <p>町（建設課）は、<u>物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、緊急輸送路を活用して指定避難所等に搬送するなど、被災者への食料輸送体制を整備する。</u></p>	<p>トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携することを追加</p>										
<p>第2編 第2章 第14節 (79P～80P)</p>		<p><u>第5款 衛生物資</u></p> <p><u>町（企画防災課）は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の調達・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</u></p> <p><u>1 品目</u></p> <p><u>あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 1059 1783 1278"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要な物資・衛生資材等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症対策用衛生物資等</td> <td>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど</td> </tr> <tr> <td>健康管理用</td> <td>非接触型体温計*など</td> </tr> <tr> <td>運営スタッフ防護用</td> <td>マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*など</td> </tr> <tr> <td>避難所運営用</td> <td>間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気器具、除菌・滅菌装置*、清掃用具、トイレ関連備品など</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（参考）*：県で備蓄する衛生物資</small></p> <p><u>2 方法</u></p> <p><u>町（企画防災課）は、指定避難所及び町備蓄倉庫で備蓄を行うこととする。</u></p> <p><u>3 搬送等</u></p> <p><u>第2款「食料」の項に準ずる。</u></p>	区分	必要な物資・衛生資材等	感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど	健康管理用	非接触型体温計*など	運営スタッフ防護用	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*など	避難所運営用	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気器具、除菌・滅菌装置*、清掃用具、トイレ関連備品など	<p>県計画に基づく修正・衛生物資に関するものを追加</p>
区分	必要な物資・衛生資材等												
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど												
健康管理用	非接触型体温計*など												
運営スタッフ防護用	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*など												
避難所運営用	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気器具、除菌・滅菌装置*、清掃用具、トイレ関連備品など												

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p><u>以下、付番を順次繰り下げ</u></p>	
<p>第2編 第2章 第18節 (83P)</p>	<p>第5款 個別計画の作成 要支援者は、支援を受ける為に必要事項等を示した「個別計画」をあらかじめ作成し、災害時の円滑な避難が行えるように備えておく。</p>	<p>第5款 個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 町（健康福祉課）は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。 なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用には支障が生じないよう、要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 町（健康福祉課）は、個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。 自主防災組織等は、要支援者の個別避難計画の策定に取り組むこととする。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備に関する追加</p>
<p>第2編 第2章 第18節 (83P)</p>	<p>第6款 情報伝達及び速やかな避難 要支援者を支援する地域支援者、自治会及び自主防災組織は、町が発令する避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始）を入手したときは、直ちに自らが担当する要支援者本人又はその家族へ連絡を試み、状況を説明して避難準備を進め、要支援者の速やかな避難を促す。</p>	<p>第6款 情報伝達及び速やかな避難 要支援者を支援する地域支援者、自治会及び自主防災組織は、町が発令する避難に関する情報（<u>高齢者等避難</u>）を入手したときは、直ちに自らが担当する要支援者本人又はその家族へ連絡を試み、状況を説明して避難準備を進め、要支援者の速やかな避難を促す。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>
<p>第2編 第2章</p>	<p>第1款 ボランティア関係団体との協議・連携</p>	<p>第1款 ボランティア関係団体との協議・連携</p>	<p>組織の廃止に伴う時点修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第 19 節 (84P)	町（健康福祉課）及び社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営にかかわる町ボランティア連絡会、日赤奉仕団、災害ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。	町（健康福祉課）及び社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営にかかわる各ボランティアグループ、日赤奉仕団、災害ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。	
第 2 編 第 2 章 第 19 節 (84P)		<u>第 3 款 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</u> <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、町（健康福祉課）及び社会福祉協議会は、感染予防措置を徹底する。また、県は、災害ボランティアの PCR 検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。</u>	県計画に基づく修正 ・感染症の拡大が懸念される状況下における対応を追加
第 2 編 第 2 章 第 20 節 (85P)	第 4 款 各課の業務及び計画 (略) 特に、都市計画・治水・道路等を担当する建設課、治山・ため池等を担当する農林振興課、人事管理・庁舎管理・ICT等を担当する総務課、要支援者を担当する健康福祉課等は、ハザードマップ等の情報から、日常の計画の中に防災の観点を取り入れるよう努める。	第 4 款 各課の業務及び計画 (略) 特に、都市計画・治水・道路等を担当する建設課、治山・ため池等を担当する農林振興課、人事管理・庁舎管理等を担当する総務課、 <u>ICT等を担当する情報政策課</u> 、要支援者を担当する健康福祉課等は、ハザードマップ等の情報から、日常の計画の中に防災の観点を取り入れるよう努める。	組織変更に伴う時点修正
第 2 編 第 2 章 第 21 節 (86P)	第 1 款 土砂災害に対する警戒避難体制 町（建設課及び企画防災課）は、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域に対し、警戒避難体制の考え方について以下の項目のとおり定める。 1 地域の気象、被害情報の収集 2 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達 3 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告に関する基準</u> 第 2 款 土砂災害に関する避難情報の伝達 町（企画防災課及び総務課）は、土砂災害に関する住民への情報伝達方法をあらかじめ定め、 <u>避難準備・</u>	第 1 款 土砂災害に対する警戒避難体制 町（建設課及び企画防災課）は、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域に対し、警戒避難体制の考え方について以下の項目のとおり定める。 1 地域の気象、被害情報の収集 2 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達 3 <u>高齢者等避難、避難指示</u> に関する基準 第 2 款 土砂災害に関する避難情報の伝達 町（企画防災課及び総務課）は、土砂災害に関する住民への情報伝達方法をあらかじめ定め、 <u>高齢者等避</u>	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>高齢者等避難開始又は、避難勧告発令の基準に達する場合、防災行政無線等で住民へ伝達する。</p>	<p><u>難又は、避難指示</u>発令の基準に達する場合、防災行政無線等で住民へ伝達する。</p>	
<p>第2編 第2章 第22節 (86P～87P)</p>	<p>第1款 要配慮者利用施設管理者の責務（避難確保計画策定及び訓練実施） 地域防災計画（資料編）第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」で定める浸水想定区域内に設置されている要配慮者利用施設の管理者等は、水防法15条の3及び土砂災害防止法により、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画の策定及び訓練の実施をしなければならない。また、浸水想定区域外に設置している要配慮者利用施設についても、起こりうる災害を想定し、避難確保計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。 <u>町は、要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の策定及び訓練の実施について実効性のあるものとするため支援を行う。</u> 各小中学校学校が作成する防災マニュアルについては、避難確保計画を兼ねるものとする。</p> <p>第2款 要配慮者施設への連絡体制の充実 町（健康福祉課及び高年介護課等）と要配慮者利用施設で平時から災害時の情報伝達方法や避難に関して確認を行う。</p>	<p>第1款 要配慮者利用施設管理者の責務（避難確保計画策定及び訓練実施） 地域防災計画（資料編）第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」で定める浸水想定区域内に設置されている要配慮者利用施設の管理者等は、水防法15条の3及び土砂災害防止法により、自衛水防組織の設置に努め、<u>水害又は土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画の策定及び計画に基づく避難誘導等訓練の実施をし、町へ報告するものとする。</u> また、浸水想定区域外に設置している要配慮者利用施設についても、起こりうる災害を想定し、避難確保計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>各小中学校が作成する防災マニュアルについては、避難確保計画を兼ねるものとする。</p> <p>第2款 要配慮者<u>利用</u>施設への連絡体制の充実 町（健康福祉課及び高年介護課等）と要配慮者利用施設で平時から災害時の情報伝達方法や避難に関して確認を行い、<u>町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p><u>第3款 町の責務</u> <u>避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、町長は同計画を作成するよう指示する。</u> <u>また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、町長は円滑かつ</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・要配慮者利用施設避難確保対策に関することの修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第2編 第2章 第23節 (87P)		<p><u>迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>第23節 重要施設の防災対策</u></p> <p><u>1 重要施設の登録</u></p> <p><u>町(企画防災課)は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。</u></p> <p><u>重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u></p> <p><u>作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。</u></p> <p><u>2 平時の取組</u></p> <p><u>重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。</u></p> <p><u>また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。</u></p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等の防災対策に関することを追加
第2編 第2章 第24節 (87P～88P)	<p>第23節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用（略）</p> <p>◆ 制度の概要</p> <p>1 対象は県内の住宅所有者（加入者）</p> <p>2 制度には住宅再建共済制度と家財再建共済制度がある。</p> <p><u>また住宅再建共済制度の一部損壊特約が平成26年8月1日から開始。</u></p> <p>3 共済負担金は住宅再建共済制度が住宅1戸につき年額5,000円、家財再建共済制度が年額1,500円、住宅再建共済制度（一部損壊特約）年額500円</p> <p>※ 一部損壊特約のみの加入はできません。</p> <p>4 給付金は以下のとおり</p>	<p>第24節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用（略）</p> <p>◆ 制度の概要</p> <p>1 対象は県内の住宅所有者（加入者）</p> <p>2 制度には住宅再建共済制度と家財再建共済制度がある。</p> <p>3 共済負担金は住宅再建共済制度が住宅1戸につき年額5,000円、家財再建共済制度が年額1,500円、住宅再建共済制度（<u>準半壊特約</u>）年額500円</p> <p>※ <u>準半壊特約</u>のみの加入はできません。</p> <p>4 給付金は以下のとおり</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険・他の共済への加入を推進（時点修正）

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																														
	<p>(1) 住宅再建共済制度</p> <table border="1" data-bbox="394 185 1021 395"> <thead> <tr> <th>給付金の種類</th> <th>給付対象</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再建等給付金</td> <td>全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>全壊で補修</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補修給付金</td> <td>大規模半壊で補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>半壊で補修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>居住確保給付金</td> <td>全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊給付金</td> <td>一部損壊（損害割合10%以上20%未満）</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 家財再建共済制度</p> <table border="1" data-bbox="416 480 1043 616"> <thead> <tr> <th>給付金の種類</th> <th>給付対象</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家財再建共済給付金</td> <td>住宅が全壊で家財を補修・購入</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>住宅が大規模半壊で家財を補修・購入</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>住宅が半壊で家財を補修・購入</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>住宅が床上浸水で家財を補修・購入</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	給付金の種類	給付対象	給付金額	再建等給付金	全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入	600万円	全壊で補修	200万円	補修給付金	大規模半壊で補修	100万円	半壊で補修	50万円	居住確保給付金	全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円	一部損壊給付金	一部損壊（損害割合10%以上20%未満）	25万円	給付金の種類	給付対象	給付金額	家財再建共済給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円	住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円	<p>(1) 住宅再建共済制度</p> <table border="1" data-bbox="1111 185 1738 421"> <thead> <tr> <th>給付金の種類</th> <th>給付対象</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再建等給付金</td> <td>全壊、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊で建築・購入</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>全壊で補修</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補修給付金</td> <td>大規模半壊で補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td><u>中規模半壊</u>、半壊で補修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>居住確保給付金</td> <td>全壊、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td><u>準半壊</u>給付金</td> <td><u>準半壊</u>（損害割合10%以上20%未満）</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 家財再建共済制度</p> <table border="1" data-bbox="1133 480 1760 616"> <thead> <tr> <th>給付金の種類</th> <th>給付対象</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家財再建共済給付金</td> <td>住宅が全壊で家財を補修・購入</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>住宅が大規模半壊で家財を補修・購入</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>住宅が<u>中規模半壊</u>、半壊で家財を補修・購入</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>住宅が床上浸水で家財を補修・購入</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	給付金の種類	給付対象	給付金額	再建等給付金	全壊、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊で建築・購入	600万円	全壊で補修	200万円	補修給付金	大規模半壊で補修	100万円	<u>中規模半壊</u> 、半壊で補修	50万円	居住確保給付金	全壊、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円	<u>準半壊</u> 給付金	<u>準半壊</u> （損害割合10%以上20%未満）	25万円	給付金の種類	給付対象	給付金額	家財再建共済給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円	住宅が <u>中規模半壊</u> 、半壊で家財を補修・購入	25万円	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円	
給付金の種類	給付対象	給付金額																																																															
再建等給付金	全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入	600万円																																																															
	全壊で補修	200万円																																																															
補修給付金	大規模半壊で補修	100万円																																																															
	半壊で補修	50万円																																																															
居住確保給付金	全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円																																																															
一部損壊給付金	一部損壊（損害割合10%以上20%未満）	25万円																																																															
給付金の種類	給付対象	給付金額																																																															
家財再建共済給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円																																																															
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円																																																															
	住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円																																																															
	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円																																																															
給付金の種類	給付対象	給付金額																																																															
再建等給付金	全壊、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊で建築・購入	600万円																																																															
	全壊で補修	200万円																																																															
補修給付金	大規模半壊で補修	100万円																																																															
	<u>中規模半壊</u> 、半壊で補修	50万円																																																															
居住確保給付金	全壊、大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円																																																															
<u>準半壊</u> 給付金	<u>準半壊</u> （損害割合10%以上20%未満）	25万円																																																															
給付金の種類	給付対象	給付金額																																																															
家財再建共済給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円																																																															
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円																																																															
	住宅が <u>中規模半壊</u> 、半壊で家財を補修・購入	25万円																																																															
	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円																																																															
<p>第2編 第3章 第1節 (89P～90P)</p>	<p>第2款 住民に対する防災知識の普及</p> <p>1 周知方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) パンフレットによる普及 わが家の防災マニュアル、<u>平成28年作成</u>佐用町ハザードマップ（冊子型）等</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 周知内容</p> <p>(1) 町の防災対策</p> <p>(2) 災害に関する知識と過去の災害事例</p> <p>(3) 災害に対する平時の心得</p> <p>① 気象情報など風水害の知識</p> <p>② 避難情報の種類とレベル</p> <p>③ 避難の心得</p> <p>④ 非常時持ち出し品チェックリスト</p> <p>⑤ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板」の活用等）</p> <p>⑥ 応急救護等の習得</p>	<p>第2款 住民に対する防災知識の普及</p> <p>1 周知方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) パンフレットによる普及 わが家の防災マニュアル、佐用町ハザードマップ（冊子型）等</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 周知内容</p> <p>(1) 町の防災対策</p> <p>(2) 災害に関する知識と過去の災害事例</p> <p>(3) 災害に対する平時の心得</p> <p>① 気象情報など風水害の知識</p> <p>② 避難情報の種類とレベル</p> <p>③ 避難の心得</p> <p>④ 非常時持ち出し品チェックリスト</p> <p>⑤ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板」の活用等）</p> <p>⑥ 応急救護等の習得</p>	<p>佐用町ハザードマップ（冊子型）の作成年を削除</p> <p>県計画に基づく修正・住民に対する防災知識の普及として、その周知方法と災害時の心得に関すること</p>																																																														

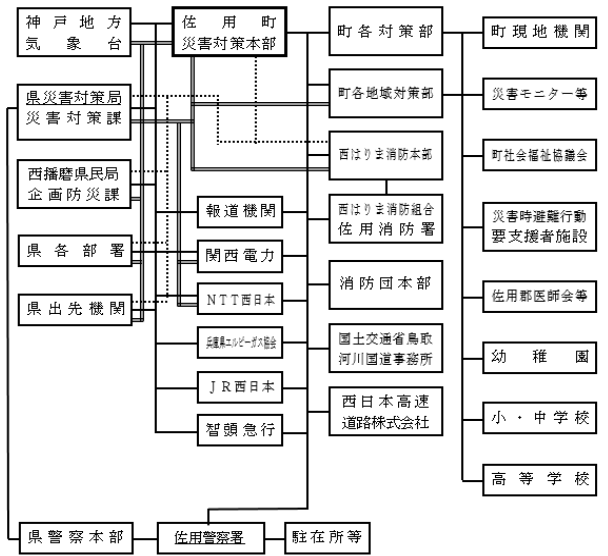
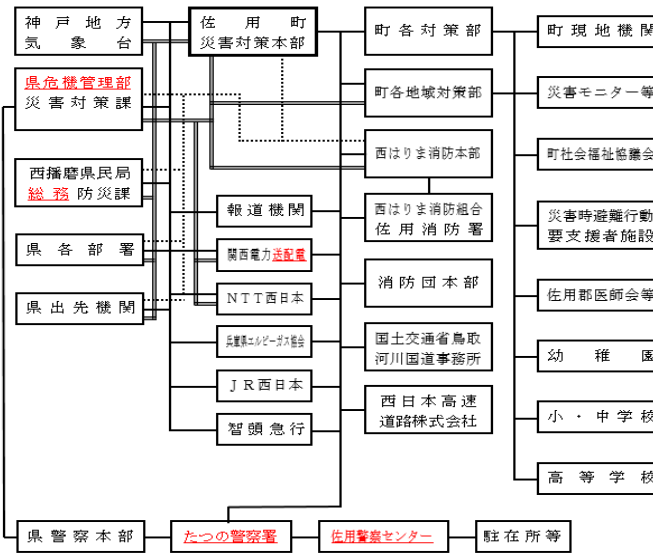
項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>⑦ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）</p> <p>⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低3日分 7日間推奨）</p> <p>⑨ 自主防災組織の育成</p> <p>⑩ 災害時避難行動要支援者及び外国人への配慮</p> <p>⑪ ボランティア活動への参加 など</p> <p>(4) 災害発生時の心得</p> <p>① 災害発生時にとるべき行動</p> <p>② 自宅及び周辺地域の被災状況の把握</p> <p>③ 救助活動</p> <p>④ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集</p> <p>⑤ 避難場所での行動</p> <p>⑥ 自主防災組織の活動</p> <p>⑦ 自動車運転中及び旅行中等の心得 など</p>	<p><u>⑦ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみ</u> <u>に照らした危険性の判断、自身は被害にあわ</u> <u>ないという思い込み（正常性バイアス）の克</u> <u>服とマイ避難カードの作成等により避難行動</u> <u>に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ</u> <u>設定しておくことの重要性</u></p> <p><u>⑧ 避難の方法（避難路、避難場所の確認、警戒</u> <u>レベルに応じた避難のタイミング）や必要性</u> <u>（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必</u> <u>要がないこと）</u></p> <p><u>⑨ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低3日分 7</u> <u>日間推奨）</u></p> <p><u>⑩ 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>⑪ 自主防災組織の育成</p> <p>⑫ 災害時避難行動要支援者及び外国人への配慮</p> <p>⑬ ボランティア活動への参加</p> <p><u>⑭ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共</u> <u>済）への加入の必要性 など</u></p> <p>(4) 災害発生時の心得</p> <p>① 災害発生時にとるべき行動</p> <p>② 自宅及び周辺地域の被災状況の把握</p> <p>③ 救助活動</p> <p>④ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集</p> <p><u>⑤ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討</u></p> <p><u>⑥ 避難行動上の注意事項</u></p> <p><u>⑦ 避難実施時に必要な措置</u></p> <p><u>⑧ 避難場所での行動</u></p> <p><u>⑨ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許さ</u> <u>れない」意識の徹底</u></p> <p>⑩ 自主防災組織の活動</p> <p><u>⑪ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）</u> <u>で災害時に取るべき行動 など</u></p>	
第2編 第3章	第7款 学校における防災教育 1 教育委員会の取り組み	第7款 学校における防災教育 1 教育委員会の取り組み	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
<p>第1節 (91P)</p>	<p>町（教育委員会）は、防災教育連絡会議等を開催し、学校における防災教育の推進を図る。</p> <p>(1) 防災教育連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>① 避難所指定に関わる学校と町・自主防災組織との連携強化について（「学校における避難所運営業務及び町への移行手順に係る留意事項（案）」策定）</p> <p>② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について</p> <p>③ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について</p> <p>④ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 各学校の取り組み</p> <p>各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。</p> <p>(1) 学校における防災教育の充実</p> <p>① <u>緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力などを育成</u></p> <p>② 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進</p> <p>③ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習の時間」などを活用した効果的な指導の展開</p> <p>④ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上</p> <p>(2) (略)</p>	<p>町（教育委員会）は、防災教育連絡会議等を開催し、学校における防災教育の推進を図る。</p> <p>(1) 防災教育連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>① 避難所指定に関わる学校と町・自主防災組織との連携強化について（「学校における避難所運営業務及び町への移行手順に係る留意事項（案）」策定）</p> <p>② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について</p> <p>③ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について</p> <p>④ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 各学校の取り組み</p> <p>各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。</p> <p>(1) 学校における防災教育の充実</p> <p>① <u>様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成</u></p> <p>② 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進</p> <p>③ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習の時間」などを活用した効果的な指導の展開</p> <p>④ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上</p> <p>(2) (略)</p>	<p>・学校における防災教育について修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第2編 第3章 第2節 (92P)	<p>第2節 自主防災組織の育成強化</p> <p>平成21年台風第9号災害時、自主防災組織等による地域の防災力が、被害を抑えるための大きな役割を果たすことが再確認された。「自分たちの地域は自分たちで守る」との考えのもと、地域の防災力を高めるための自主防災組織の育成、充実強化を推進する。</p> <p>また、防災計画等（活動計画）を地区防災計画とし、町防災会議に対して計画に関する提案（計画提案）を行うことができる。町は、その計画を防災会議で審議を行い、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。</p>	<p>第2節 自主防災組織の育成強化</p> <p>平成21年台風第9号災害時、自主防災組織等による地域の防災力が、被害を抑えるための大きな役割を果たすことが再確認された。「自分たちの地域は自分たちで守る」との考えのもと、地域の防災力を高めるための自主防災組織の育成、充実強化を推進する。</p> <p>また、防災計画等（活動計画）を地区防災計画とし、町防災会議に対して計画に関する提案（計画提案）を行うことができる。町は、その計画を防災会議で審議を行い、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p><u>町（企画防災課、健康福祉課）は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>	県計画に基づく修正 ・個別避難計画が作成されている地区で、地区防災計画を定める場合に留意する内容を追加
第2編 第3章 第2節 (93P～94P)	<p>第3款 活動</p> <p>3 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の活動は、以下の活動について、自治会単位で行うことを基本とし、小学校区単位（コミュニティ単位）で連携するなどの仕組みの強化が必要である。</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。</p> <p>① 防災に関する知識の向上</p> <p>② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡</p> <p>③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ等）</p> <p>④ 家庭における防災予防上の措置</p>	<p>第3款 活動</p> <p>3 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の活動は、以下の活動について、自治会単位で行うことを基本とし、小学校区単位（コミュニティ単位）で連携するなどの仕組みの強化が必要である。</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。</p> <p>① 防災に関する知識の向上</p> <p>② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡</p> <p>③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ等）</p> <p>④ 家庭における防災予防上の措置</p>	県計画に基づく修正 ・自主防災組織の平時の活動を追加

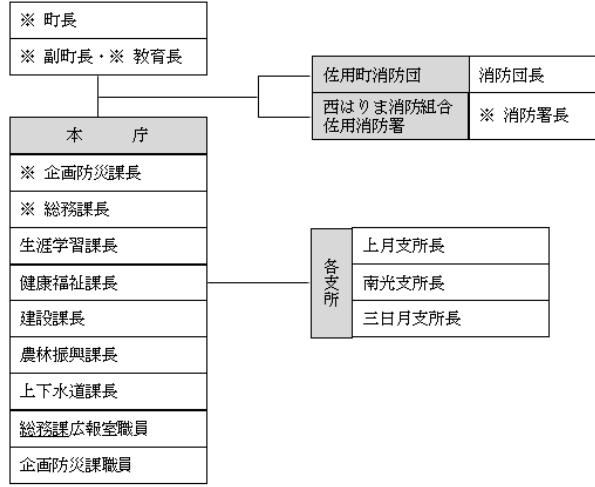
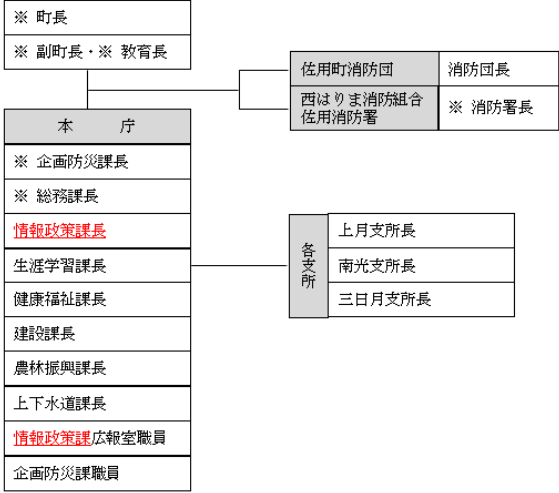
項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認 ⑥ 避難所・医療救護施設の確認 ⑦ 避難経路の確認 ⑧ 防災資機材の整備、管理 ⑨ 防災訓練の実施等 ⑩ 個人備蓄の啓発 <u>など</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認 ⑥ 避難所・医療救護施設の確認 ⑦ 避難経路の確認 ⑧ 防災資機材の整備、管理 ⑨ 防災訓練の実施等 ⑩ 個人備蓄の啓発 ⑪ <u>要配慮者の把握と見守りネットワーク</u> ⑫ <u>地域における「マイ避難カード」作成の普及促進 <u>など</u></u> 	
<p>第2編 第3章 第3節 (95P)</p>	<p>第3節 消防団の育成強化 (略)</p> <p>第1款 方針</p> <p>1 消防団員の確保は少子高齢化により困難な状況にあること、若年層の消防団活動は他市町への就労により困難な状況にあることや、町の消防団員数は他市町と比較し多いことから、人口や若年層の人口比率等による定数の見直しを行う。(略)</p> <p>2 町(企画防災課)は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防機関組織(消防団)の充実を図る。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防団の機能を継続的に確保し、さらなる充実強化を図るため、消防団の育成強化対策を推進する。</p>	<p>第3節 消防団の育成強化 (略)</p> <p>第1款 方針</p> <p>1 消防団員の確保は少子高齢化等により困難な状況にあるため、<u>団員数の推移や人口・若年層の人口比率等による定数の見直しを行う。</u>(略)</p> <p>2 町(企画防災課)は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防機関組織(消防団)の充実を図るとともに<u>持続可能な消防団活動を行うための消防分団の再編を検討する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>消防団員の生活様式の変化や多様化、少子高齢化による団員数の減少に対し、全団員対象に実施したアンケート及び分団幹部との意見交換会の結果から、時代に即した消防力を維持しながらも団員の過度な負担を軽減し、活動を見直していくことで、真にやりがいがあり地域に貢献する消防団活動を推進する。</u></p> <p>5 <u>消防庁からの技術的助言により、消防団員に対する各種報酬や支給方法を見直し、消防団員の処遇改善を図る。</u></p> <p>6 消防団の機能を継続的に確保し、さらなる充実強化を図るため、消防団の育成強化対策を推進する。</p>	<p>消防団の育成強化にかかる方針を追加</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第2編 第4章 第2節 (100P)	第5款 ため池施設の整備 町（農林振興課）は、ため池管理者に対し、県が行う点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導に協力する。また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。	第5款 ため池施設の整備 町（農林振興課）は、ため池管理者に対し、県が行う点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導に協力する。また、豪雨等によるため池の <u>決壊等による</u> 被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。 <u>また、町は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのある特定（農業用）ため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供するように努める。</u>	県計画に基づく修正 ・特定（農業用）ため池にかかる防災対策について追加
第2編 第4章 第2節 (100P)	第6款 砂防・治山施設の整備 町（建設課及び農林振興課）は、県が実施する砂防・治山事業に協力するとともに、町が行う治山等の町単独事業を推進する。また、森林自身が有する国土保全機能を再認識し、近年の森林や中山間地域の荒廃などを踏まえ、住民の協力や参画に基づく健全な森林環境の維持及び創造の推進に努める。 町（建設課）は、土砂災害警戒区域の公表と併せ、危険箇所の把握と住民への説明を行い、土砂災害発生に備えた避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告発令の考え方についてあらかじめ住民に周知しておく。	第6款 砂防・治山施設の整備 町（建設課及び農林振興課）は、県が実施する砂防・治山事業に協力するとともに、町が行う治山等の町単独事業を推進する。また、森林自身が有する国土保全機能を再認識し、近年の森林や中山間地域の荒廃などを踏まえ、住民の協力や参画に基づく健全な森林環境の維持及び創造の推進に努める。 町（建設課）は、土砂災害警戒区域の公表と併せ、危険箇所の把握と住民への説明を行い、土砂災害発生に備えた <u>高齢者等避難及び避難指示</u> 発令の考え方についてあらかじめ住民に周知しておく。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第2編 第4章 第3節 (102P)	第6款 宅地造成等の規制等 宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等の災害を予防するため、宅地造成工事に対する規制計画を実施し、災害の発生を防止する。 町（建設課）は、梅雨及び台風期に備えて、県が実施する危険宅地のパトロール及び関係者に対する防災措置の指示に協力する。 (略)	第6款 宅地造成等の規制等 宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等の災害を予防するため、宅地造成工事に対する規制計画を実施し、災害の発生を防止する。 町（建設課）は、梅雨及び台風期に備えて、県が実施する <u>災害のおそれのある</u> 宅地のパトロール及び関係者に対する防災措置の指示に協力する。 (略)	県計画に基づく修正 ・記述の修正
第2編 第4章	第7款 災害危険区域対策の実施 1 (略)	第7款 災害危険区域対策の実施 1 (略)	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3節 (102P)	<p>2 危険住宅の除却又は移転</p> <p>町（建設課）は、（建築基準法第39条に基づく）災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助し、国、県は、町の補助額の<u>3/4</u>を負担する。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費</p> <p>① 限度額 780千円</p> <p>② 助成区分 国 1/2、県 1/4、町 1/4</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費</p> <p>① 限度額 4,060千円（土地を取得しない場合 3,100千円）</p> <p>② 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成</p> <p>③ 助成区分 国 1/2、県 1/4、町 1/4</p>	<p>2 危険住宅の除却又は移転</p> <p>町（建設課）は、（建築基準法第39条に基づく）災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助<u>することとし</u>、国、県は、町の補助額の<u>一部</u>を負担する。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費</p> <p>○ 補助限度額 <u>1,333</u>千円</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設<u>又は購入</u>に要する経費</p> <p>① 補助限度額 <u>4,210</u>千円（土地を取得しない場合 <u>3,250</u>千円）</p> <p>② 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息<u>相当額</u>について助成</p>	<p>・制度にかかる時点修正</p>
第3編 第1章 第1節 (107P)	<p>■ 防災関係機関等の情報伝達体制図</p>  <p>有線（電話・FAX） …… 兵庫衛星通信ネットワーク —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</p> <p>※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。</p>	<p>■ 防災関係機関等の情報伝達体制図</p>  <p>有線（電話・FAX） …… 兵庫衛星通信ネットワーク —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</p> <p>※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。</p>	<p>組織変更に伴う時点修正</p>

項	修正前			修正後（素案）			主な理由等																																									
第3編 第1章 第2節 (108P)	■ 災害応急対策の主な流れ			■ 災害応急対策の主な流れ			県計画に基づく修正																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間経過</th> <th>災害応急活動体制</th> <th>災害応急活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動期 (発災前)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難勧告等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など </td> </tr> <tr> <td>初動期 (発災後)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など </td> </tr> <tr> <td>応急期 (発災後) 1日～1週間</td> <td> 災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など </td> </tr> <tr> <td>復旧期 (発災後) 1週間以降</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など </td> </tr> </tbody> </table>	時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	初動期 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難勧告等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など 	初動期 (発災後)	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など 	応急期 (発災後) 1日～1週間	災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など 	復旧期 (発災後) 1週間以降		<ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間経過</th> <th>災害応急活動体制</th> <th>災害応急活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動期 (発災前)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難指示等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など </td> </tr> <tr> <td>初動期 (発災後)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など </td> </tr> <tr> <td>応急期 (発災後) 1日～1週間</td> <td> 災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など </td> </tr> <tr> <td>復旧期 (発災後) 1週間以降</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など </td> </tr> </tbody> </table>	時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	初動期 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難指示等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など 	初動期 (発災後)	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など 	応急期 (発災後) 1日～1週間	災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など 	復旧期 (発災後) 1週間以降		<ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など 	継続実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間経過</th> <th>災害応急活動体制</th> <th>災害応急活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動期 (発災前)</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難指示等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など </td> </tr> <tr> <td>初動期 (発災後)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など </td> </tr> <tr> <td>応急期 (発災後) 1日～1週間</td> <td> 災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など </td> </tr> <tr> <td>復旧期 (発災後) 1週間以降</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など </td> </tr> </tbody> </table>	時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	初動期 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難指示等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など 	初動期 (発災後)	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など 	応急期 (発災後) 1日～1週間	災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など 	復旧期 (発災後) 1週間以降		<ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など 	継続実施	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容																																														
初動期 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難勧告等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など 																																														
初動期 (発災後)		<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など 																																														
応急期 (発災後) 1日～1週間	災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など 																																														
復旧期 (発災後) 1週間以降		<ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など 																																														
時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容																																														
初動期 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難指示等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など 																																														
初動期 (発災後)		<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など 																																														
応急期 (発災後) 1日～1週間	災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など 																																														
復旧期 (発災後) 1週間以降		<ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など 																																														
時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容																																														
初動期 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員待機 警戒体制 災害警戒本部の設置 災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 重要水防箇所等の監視・地域情報の収集（災害モニター等）・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難指示等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施など 																																														
初動期 (発災後)		<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 安否確認、行方不明者の搜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 など 																																														
応急期 (発災後) 1日～1週間	災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施（二次災害防止）・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など 																																														
復旧期 (発災後) 1週間以降		<ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施など 																																														

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																								
第3編 第2章 第1節 (109P)	<p>■ 組織体制及び職員配備図</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき</p> <p>連絡員待機 企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報1号が発令されたとき</p> <p>企画防災課職員 ↔ コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課長・総務課長</p> <p>その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。</p> <p>警戒体制 災害警戒本部設置 災害対策本部設置</p> <p>1号配備 (配備職員の1割程度) 2号配備 (配備職員の4割程度) 3-1号配備 (配備職員の7割程度) 3-2号配備 (全配備職員)</p> <p>※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。</p>	<p>■ 組織体制及び職員配備図</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき</p> <p>連絡員待機 企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</p> <p>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報1号が発令されたとき</p> <p>企画防災課職員 ↔ コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課長・総務課長</p> <p>その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 コアメンバーは、連絡員待機から警戒体制までに、各対策部の情報収集が必要と判断した場合、管理職を中心とした警戒準備体制を指示する。</p> <p>警戒体制 災害警戒本部設置 災害対策本部設置</p> <p>1号配備 (配備職員の1割程度) 2号配備 (配備職員の4割程度) 3-1号配備 (配備職員の7割程度) 3-2号配備 (全配備職員)</p> <p>※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。</p>	佐用町独自修正 ・実態に応じて修正 ・コアメンバーは、警戒体制を設置する前に、必要に応じて警戒準備体制を指示することができることを追加																								
第3編 第2章 第1節 (110P～111P)	<p>■ 組織体制基準及び職員配備基準</p> <table border="1" data-bbox="383 1031 1032 1158"> <thead> <tr> <th>組織体制</th> <th>組織体制基準</th> <th>配備</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡員待機</td> <td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき</td> <td>連絡員配備</td> <td>企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 連絡員待機</p> <table border="1" data-bbox="383 1235 1032 1339"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>連絡員待機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基準</td> <td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</td> </tr> </tbody> </table>	組織体制	組織体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員	名称	連絡員待機	設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	<p>■ 組織体制基準及び職員配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1099 1031 1749 1182"> <thead> <tr> <th>組織体制</th> <th>組織体制基準</th> <th>配備</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡員待機</td> <td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき</td> <td>連絡員配備</td> <td>企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 連絡員待機</p> <table border="1" data-bbox="1099 1246 1749 1374"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>連絡員待機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置基準</td> <td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</td> </tr> </tbody> </table>	組織体制	組織体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員	名称	連絡員待機	設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	佐用町独自修正 ・実態に応じて修正
組織体制	組織体制基準	配備	配備人員																								
連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員																								
名称	連絡員待機																										
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。																										
組織体制	組織体制基準	配備	配備人員																								
連絡員待機	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき	連絡員配備	企画防災課職員 西はりま消防組合佐用消防署職員																								
名称	連絡員待機																										
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。																										
第3編 第2章	<p>■ 警戒体制構成図</p>	<p>■ 警戒体制構成図</p>	佐用町組織変更に伴う 時点修正																								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
<p>第1節 (111P)</p>	 <p>※ コアメンバー ・迅速な対応を必要とするとき、又は、事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 ・構成委員（コアメンバー含む）は、必要に応じ召集する場合がある。</p>	 <p>※ コアメンバー ・迅速な対応を必要とするとき、又は、事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 ・構成委員（コアメンバー含む）は、必要に応じ召集する場合がある。 ・<u>連絡員待機から警戒体制までに、各対策部の情報収集が必要と判断した場合、管理職を中心とした警戒準備体制を指示する。</u></p>	
<p>第3編 第2章 第1節 (112P)</p>	<p>(3) 災害警戒本部体制 表中 本部会議の協議・決定事項 ■ 災害警戒本部会議での協議事項例 河川水位予測等による対策の検討、住民や報道機関への情報提供などの対応、災害警戒箇所の警戒巡視、所管施設の警戒巡視及び予防措置、軽微な被害への応急対策、<u>避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告</u>の発令、災害警戒本部の廃止、災害対策本部設置 など ※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。 ※ 災害警戒本部会議及び災害対策本部会議運営マニュアル参照 ※ 災害警戒本部会議の報告・協議・決定事項は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」 5「災害警戒本部の協議・決定事項」のとおりとする。</p>	<p>(3) 災害警戒本部体制 表中 本部会議の協議・決定事項 ■ 災害警戒本部会議での協議事項例 河川水位予測等による対策の検討、住民や報道機関への情報提供などの対応、災害警戒箇所の警戒巡視、所管施設の警戒巡視及び予防措置、軽微な被害への応急対策、<u>高齢者等避難及び避難指示</u>の発令、災害警戒本部の廃止、災害対策本部設置 など ※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。 ※ 災害警戒本部会議及び災害対策本部会議運営マニュアル参照 ※ 災害警戒本部会議の報告・協議・決定事項は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」 5「災害警戒本部の協議・決定事項」のとおりとする。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第2章 第1節 (113P～115P)	<p>(4) 災害対策本部体制</p> <p>表中 災害対策本部設置の通知</p> <p>■ 本部設置の通知先 住民・兵庫県災害対策局災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・<u>佐用警察署</u>・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）など</p> <p>表中 事務分掌 統括部 体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報告、<u>避難勧告</u>等の伝達、情報伝達手段の活用（防災行政無線・エリアメール等・さよう安全安心メール・佐用チャンネル・町ホームページ等）、報道機関への情報発信、消防団の出動要請、災害（警戒）対策本部の設置及び廃止、防災関係機関との連絡調整、防災資機材の調達、警戒区域の設定、県等への災害報告、災害の撮影記録、災害救助法の適用申請事務、生活救済（被災者生活再建等）、災害広報、災害検証、災害復興計画、記録誌の作成 など</p> <p>表中 本部会議の開催 本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。 災害対策本部会議の組織構成は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」4「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとする。 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、<u>佐用警察署</u>、佐用町社会福祉協議会、自治会、</p>	<p>(4) 災害対策本部体制</p> <p>表中 災害対策本部設置の通知</p> <p>■ 本部設置の通知先 住民・兵庫県<u>危機管理部</u>災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・<u>たつの警察署</u>・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）など</p> <p>表中 事務分掌 統括部 体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報告、<u>避難指示</u>等の伝達、情報伝達手段の活用（防災行政無線・エリアメール等・さよう安全安心メール・佐用チャンネル・町ホームページ等）、報道機関への情報発信、消防団の出動要請、災害（警戒）対策本部の設置及び廃止、防災関係機関との連絡調整、防災資機材の調達、警戒区域の設定、県等への災害報告、災害の撮影記録、災害救助法の適用申請事務、生活救済（被災者生活再建等）、災害広報、災害検証、災害復興計画、記録誌の作成 など</p> <p>表中 本部会議の開催 本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。 災害対策本部会議の組織構成は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」4「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとする。 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、<u>たつの警察署</u>、佐用町社会福祉協議会、自治</p>	<p>組織変更に伴う時点修正</p> <p>県計画に基づく修正</p> <p>・避難情報の名称変更</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求めることができる。ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。</p> <p>※ 初動期は随時、応急・復旧期は状況に応じ、時刻を定めて開催する。</p> <p>表中 本部会議の協議・決定事項 災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、<u>避難勧告</u>等の発令及び解除、関係機関への情報伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時ヘリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、行方不明者の対応、応急対応、水防活動、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の捜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など（略）</p>	<p>会、自衛隊、関西電力<u>送配電</u>、日本赤十字社等の出席を求めることができる。ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。</p> <p>※ 初動期は随時、応急・復旧期は状況に応じ、時刻を定めて開催する。</p> <p>表中 本部会議の協議・決定事項 災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、<u>避難指示</u>等の発令及び解除、関係機関への情報伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時ヘリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、行方不明者の対応、応急対応、水防活動、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の捜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など（略）</p>	
第3編 第2章 第1節 (116P)	4 現地災害対策本部 (1) 現地災害対策本部の設置 本部長は、災害発生現場における応急対策や復旧対策などのために拠点が必要な場合は、必要に応じて災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。この場合、現地本部の指揮は、副本部長、各対策部長、その他の職員のうちから本部長が指名する。 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。	現地災害対策本部 (1) 現地災害対策本部の設置 本部長は、災害発生現場における応急対策や復旧対策などのために拠点が必要な場合は、必要に応じて災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。この場合、現地本部の指揮は、副本部長、各対策部長、その他の職員のうちから本部長が指名する。 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>① 避難勧告・避難指示（緊急）の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）</p> <p>② 避難指示（緊急）（水防法第29条、水防管理者の権限）</p> <p>③ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）</p> <p>④ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限） など</p>	<p>① 避難指示・緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）</p> <p>② 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）</p> <p>③ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）</p> <p>④ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限） など</p>	
<p>第3編 第2章 第3節 (119P)</p>	<p>(別図1) 災害警戒本部・災害対策本部組織図</p>	<p>(別図1) 災害警戒本部・災害対策本部組織図</p>	<p>組織変更に伴う時点修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																								
第3編 第3章 第1節 (120P)	<p>第1節 通信機器の確保</p> <p>災害対策を円滑に実施するため、重要な通信機器や代替通信手段を確保する。</p> <p>総務対策部及び防災関係機関は、電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。</p> <p>なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる。</p> <p>■ 主な通信手段</p> <table border="1" data-bbox="398 679 1050 1134"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td rowspan="3">災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線／無線</td> <td>兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）</td> <td>災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">無線</td> <td>町防災行政無線（戸別受信機）</td> <td>災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（移動系）</td> <td>災害対策本部～災害現場等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～避難所等</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>災害対策本部～孤立集落</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（さよう安全・安心メール）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（エリアメール等）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防災行政無線等通信設備の概要は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」に示す。</p>		主な通信手段	主な通信区間	有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡	災害時優先電話	専用回線	有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	無線	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等	携帯電話	災害対策本部～避難所等	衛星携帯電話	災害対策本部～孤立集落	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等			<p>第1節 通信機器の確保</p> <p>災害対策を円滑に実施するため、重要な通信機器や代替通信手段を確保する。</p> <p>総務対策部及び防災関係機関は、電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。</p> <p>なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる。</p> <p><u>また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。</u></p> <p>■ 主な通信手段</p> <table border="1" data-bbox="1115 679 1767 1134"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td rowspan="3">災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線／無線</td> <td>佐用チャンネル</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">無線</td> <td>兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）</td> <td>災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（戸別受信機）</td> <td>災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（移動系）</td> <td>災害対策本部～災害現場等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～避難所等</td> </tr> <tr> <td>I P無線機</td> <td>災害対策本部～孤立集落</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（さよう安全・安心メール）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（エリアメール等）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防災行政無線等通信設備の概要は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」に示す。</p>		主な通信手段	主な通信区間	有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡	災害時優先電話	専用回線	有線／無線	佐用チャンネル	災害対策本部～住民等	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等	携帯電話	災害対策本部～避難所等	I P無線機	災害対策本部～孤立集落	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電時も含め常に伝達できるよう努めることを追加 <p>主な通信手段では、実態に合わせて修正</p>
	主な通信手段	主な通信区間																																																									
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡																																																									
	災害時優先電話																																																										
	専用回線																																																										
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関																																																									
	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関																																																									
無線	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等																																																									
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等																																																									
	携帯電話	災害対策本部～避難所等																																																									
	衛星携帯電話	災害対策本部～孤立集落																																																									
	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等																																																									
	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等																																																									
	主な通信手段	主な通信区間																																																									
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡																																																									
	災害時優先電話																																																										
	専用回線																																																										
有線／無線	佐用チャンネル	災害対策本部～住民等																																																									
	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関																																																									
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関																																																									
	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等																																																									
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等																																																									
	携帯電話	災害対策本部～避難所等																																																									
	I P無線機	災害対策本部～孤立集落																																																									
	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等																																																									
	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等																																																									
第3編 第3章 第2節 (121P～124P)	<p>情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、必要な気象予警報等の事項を定める。</p> <p>※「気象予警報等の基準マニュアル」参照</p>	<p>情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、必要な気象予警報等の事項を定める。</p> <p>※「気象予警報等の基準マニュアル」参照</p> <p><u>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供</u></p> <p><u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：町が発令する</u></p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベルを用いた防災情報の提供に関することを追加 ・気象予警報の基準の変更による修正 																																																								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																				
	<p>1 特別警報の基準 2 気象予警報の基準 (1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）</p> <table border="1" data-bbox="416 978 1048 1396"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th colspan="2">兵庫県</th> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <th colspan="2">南部</th> </tr> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th colspan="2">播磨北西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>大雨（土砂災害）</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td rowspan="2">流量雨量指数基準</td> <td>千種川流域=34.7 佐用川流域=24 大日山川流域=12.7 志文川流域=14.6 江川川流域=8.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>千種川流域= (5, 33.2) 佐用川流域= (5, 22.1) 大日山川流域= (5, 11.8) 志文川流域= (9, 13.2) 江川川流域= (5, 7.3)</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>気象庁ホームページ URL http:</p>	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南部		市町村等をまとめた地域	播磨北西部		警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=34.7 佐用川流域=24 大日山川流域=12.7 志文川流域=14.6 江川川流域=8.2		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 33.2) 佐用川流域= (5, 22.1) 大日山川流域= (5, 11.8) 志文川流域= (9, 13.2) 江川川流域= (5, 7.3)	暴風	平均風速	20m/s		<p><u>避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。</u></p> <p><u>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u></p> <p><u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u></p> <p><u>2 特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>特別警報・警報・注意報の種類と概要は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第2「気象予報警報等の基準」に示す。</u></p> <p><u>3 特別警報の基準</u> <u>4 気象予警報の基準</u> (1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合） <u>令和4年5月26日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 978 1765 1396"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th colspan="2">兵庫県</th> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <th colspan="2">南部</th> </tr> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th colspan="2">播磨北西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>大雨（土砂災害）</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td rowspan="2">流量雨量指数基準</td> <td>千種川流域=35.5 佐用川流域=27.9 大日山川流域=10.4 志文川流域=18 江川川流域=11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>千種川流域= (5, 31.9) 佐用川流域= (11, 20.5) 大日山川流域= (5, 6.7) 志文川流域= (9, 13.8)</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>気象庁ホームページ URL https:</p>	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南部		市町村等をまとめた地域	播磨北西部		警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=35.5 佐用川流域=27.9 大日山川流域=10.4 志文川流域=18 江川川流域=11		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 31.9) 佐用川流域= (11, 20.5) 大日山川流域= (5, 6.7) 志文川流域= (9, 13.8)	暴風	平均風速	20m/s		
府県予報区	兵庫県																																																						
一次細分区域	南部																																																						
市町村等をまとめた地域	播磨北西部																																																						
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16																																																				
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130																																																				
洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=34.7 佐用川流域=24 大日山川流域=12.7 志文川流域=14.6 江川川流域=8.2																																																					
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 33.2) 佐用川流域= (5, 22.1) 大日山川流域= (5, 11.8) 志文川流域= (9, 13.2) 江川川流域= (5, 7.3)																																																				
暴風	平均風速	20m/s																																																					
府県予報区	兵庫県																																																						
一次細分区域	南部																																																						
市町村等をまとめた地域	播磨北西部																																																						
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16																																																				
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130																																																				
洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=35.5 佐用川流域=27.9 大日山川流域=10.4 志文川流域=18 江川川流域=11																																																					
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 31.9) 佐用川流域= (11, 20.5) 大日山川流域= (5, 6.7) 志文川流域= (9, 13.8)																																																				
暴風	平均風速	20m/s																																																					

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																		
	<p>(2) 注意報発表基準（注意報は災害が発生するおそれのある場合）</p> <table border="1" data-bbox="421 213 1050 632"> <tr> <td rowspan="2">佐用町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">兵庫県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">南 部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">播磨北西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大 雨（浸水害） 大 雨（土砂災害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流量雨量指数基準</td> <td>千種川流域=27.7 佐用川流域=19.2 志文川流域=11.6 江川川流域=6.5 大日山川流域=10.1</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>千種川流域= (5, 22.2) 佐用川流域= (5, 15.4) 志文川流域= (5, 9.3) 江川川流域= (5, 5.2) 大日山川流域= (5, 10.1)</td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部		市町村等をまとめた地域		播磨北西部		注意報	大 雨（浸水害） 大 雨（土砂災害）	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	97	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=27.7 佐用川流域=19.2 志文川流域=11.6 江川川流域=6.5 大日山川流域=10.1	複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.2) 佐用川流域= (5, 15.4) 志文川流域= (5, 9.3) 江川川流域= (5, 5.2) 大日山川流域= (5, 10.1)	暴 風	平均風速	12m/s	<p>(2) 注意報発表基準（注意報は災害が発生するおそれのある場合）<u>令和4年5月26日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 213 1762 632"> <tr> <td rowspan="2">佐用町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">兵庫県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">南 部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">播磨北西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大 雨（浸水害） 大 雨（土砂災害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流量雨量指数基準</td> <td>千種川流域=28.4 佐用川流域=22.3 大日山川流域=8.3 志文川流域=14.4 江川川流域=8.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 大日山川流域= (5, 6) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8)</td> </tr> <tr> <td><u>強 風</u></td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u> <u>※冬期は県北部、県南部で発表。</u></p>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部		市町村等をまとめた地域		播磨北西部		注意報	大 雨（浸水害） 大 雨（土砂災害）	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	97	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4 佐用川流域=22.3 大日山川流域=8.3 志文川流域=14.4 江川川流域=8.8	複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 大日山川流域= (5, 6) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8)	<u>強 風</u>	平均風速	12m/s	
佐用町	府県予報区		兵庫県																																																		
	一次細分区域	南 部																																																			
市町村等をまとめた地域		播磨北西部																																																			
注意報	大 雨（浸水害） 大 雨（土砂災害）	表面雨量指数基準	6																																																		
		土壌雨量指数基準	97																																																		
	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=27.7 佐用川流域=19.2 志文川流域=11.6 江川川流域=6.5 大日山川流域=10.1																																																		
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.2) 佐用川流域= (5, 15.4) 志文川流域= (5, 9.3) 江川川流域= (5, 5.2) 大日山川流域= (5, 10.1)																																																		
暴 風	平均風速	12m/s																																																			
佐用町	府県予報区	兵庫県																																																			
	一次細分区域	南 部																																																			
市町村等をまとめた地域		播磨北西部																																																			
注意報	大 雨（浸水害） 大 雨（土砂災害）	表面雨量指数基準	6																																																		
		土壌雨量指数基準	97																																																		
	洪水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4 佐用川流域=22.3 大日山川流域=8.3 志文川流域=14.4 江川川流域=8.8																																																		
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 大日山川流域= (5, 6) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8)																																																		
<u>強 風</u>	平均風速	12m/s																																																			
<p>第3編 第3章 第3節 (124P)</p>	<p>第1款 気象情報及び河川水位等の収集 避難勧告等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムからの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニターなどから地域情報を収集する。情報（気象情報及び河川水位等）の収集についての必要事項は次のとおりとする。</p>	<p>第1款 気象情報及び河川水位等の収集 <u>避難指示</u>等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムや<u>気象庁ホームページ</u>からの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニターなどから地域情報を収集する。情報（気象情報及び河川水位等）の収集についての必要事項は次のとおりとする。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>																																																		

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																																		
第3編 第3章 第3節 (125P)	<p>1 フェニックス防災システムによる防災情報の収集 (1)～(7) (略)</p> <p>※ 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報として発信する県内325箇所（約5km²に1箇所）の雨量局毎の危険度情報。この危険度情報は、町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができる。 <u>また、危険度推移図によって、現在、1時間後、2時間後の土砂災害の危険度を表す。</u></p> <p>2 フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認、報告</p> <p>■ 参考</p> <table border="1" data-bbox="394 788 1050 1091"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測地点</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th colspan="2">避難指示（緊急）</th> </tr> <tr> <th>(氾濫注意水位)</th> <th>(避難判断水位)</th> <th>(氾濫危険水位)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基準水位局</td> <td>佐用川佐用</td> <td>2.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.8m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千種川久崎</td> <td>3.6m</td> <td>4.6m</td> <td>5.1m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>志文川三日月</td> <td>1.6m</td> <td>1.8m</td> <td>2.4m</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考水位局</td> <td>佐用川円光寺</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m (参考)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千種川上三河</td> <td>3.1m</td> <td>3.7m (参考)</td> <td>4.4m (参考)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>志文川米田</td> <td>1.8m (参考)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示 また、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示</p>	観測地点	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）		(氾濫注意水位)	(避難判断水位)	(氾濫危険水位)		基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m		千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m		志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m		参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m (参考)	—		千種川上三河	3.1m	3.7m (参考)	4.4m (参考)		志文川米田	1.8m (参考)	—	—		<p>1 フェニックス防災システムによる防災情報の収集 (1)～(7) (略)</p> <p>※ 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報として<u>県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報</u>。この危険度情報は、町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、<u>市町による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示している。</u></p> <p>2 フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認、報告</p> <p>■ 参考</p> <table border="1" data-bbox="1099 788 1765 1118"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測地点</th> <th>【警戒レベル3】 高齢者等避難</th> <th>警戒レベル4 避難指示</th> <th colspan="2">【警戒レベル5】 緊急安全確保</th> </tr> <tr> <th>(氾濫注意水位)</th> <th>(避難判断水位)</th> <th>(氾濫危険水位)</th> <th>(氾濫開始相当水位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基準水位局</td> <td>佐用川佐用</td> <td>2.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.8m</td> <td>4.73m</td> </tr> <tr> <td>千種川久崎</td> <td>3.6m</td> <td>4.6m</td> <td>5.1m</td> <td>5.58m</td> </tr> <tr> <td>志文川三日月</td> <td>1.6m</td> <td>1.8m</td> <td>2.4m</td> <td>3.47m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考水位局</td> <td>佐用川円光寺</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m (参考)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千種川上三河</td> <td>3.1m</td> <td>3.7m (参考)</td> <td>4.4m (参考)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>志文川米田</td> <td>1.8m (参考)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示 また、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示</p>	観測地点	【警戒レベル3】 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保		(氾濫注意水位)	(避難判断水位)	(氾濫危険水位)	(氾濫開始相当水位)	基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m	4.73m	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m	5.58m	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m	3.47m	参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m (参考)	—	—	千種川上三河	3.1m	3.7m (参考)	4.4m (参考)	—	志文川米田	1.8m (参考)	—	—	—	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> フェニックス防災システムのシステム改修による変更内容を追加 避難情報の名称変更 氾濫開始相当水位を追加
観測地点	避難準備・高齢者等避難開始		避難勧告	避難指示（緊急）																																																																																	
	(氾濫注意水位)	(避難判断水位)	(氾濫危険水位)																																																																																		
基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m																																																																																	
	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m																																																																																	
	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m																																																																																	
参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m (参考)	—																																																																																	
	千種川上三河	3.1m	3.7m (参考)	4.4m (参考)																																																																																	
	志文川米田	1.8m (参考)	—	—																																																																																	
観測地点	【警戒レベル3】 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保																																																																																		
	(氾濫注意水位)	(避難判断水位)	(氾濫危険水位)	(氾濫開始相当水位)																																																																																	
基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m	4.73m																																																																																
	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m	5.58m																																																																																
	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m	3.47m																																																																																
参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m (参考)	—	—																																																																																
	千種川上三河	3.1m	3.7m (参考)	4.4m (参考)	—																																																																																
	志文川米田	1.8m (参考)	—	—	—																																																																																
第3編 第3章 第3節 (125P～126P)	<p>3 防災情報提供システムによる防災情報の収集</p> <p>統括部は、防災情報提供システムにより、<u>流域雨量指数、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの情報を取得する。</u></p> <p>(1) <u>流域雨量指数</u></p>	<p>3 <u>気象庁ホームページによる防災情報の収集</u></p> <p>統括部は、<u>気象庁ホームページにより、気象警報・注意報等の警戒期間、キキクルによる浸水等の危険度分布情報、流域雨量指数の予測値などの情報を取得する。</u></p> <p>(1) <u>気象警報・注意報等の警戒期間</u></p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災情報の収集方法変更による修正 																																																																																		

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p><u>流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がどれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後降ると予想される雨量から計算して数値化したもの。各市町の警報・注意報基準河川ごとに6時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警報基準超過についてそれぞれ表示する。</u></p> <p>(2) (大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布</p> <p><u>○大雨警報（浸水害）の危険度分布は、大雨警報（浸水害）を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。</u></p> <p><u>○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。</u></p> <p>(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報</p> <p><u>神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供する。</u></p> <p><u>土砂災害警戒判定メッシュ情報は、60分間積算雨量と土壌雨量指数から土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎にレベル表示したもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。</u></p> <p>(4) 警報・注意報（図表形式）</p>	<p><u>気象警報・注意報等の警戒期間については、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示している。</u></p> <p><u>(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値</u></p> <p><u>○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u></p> <p><u>短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <p><u>○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u></p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p><u>警報級や注意報級の現象を予想した時間帯を色分けした表で示す。</u></p> <p><u>「発表中の警報・注意報等の種別欄」は、発表中の種別について、特別警報を紫色、警報を赤色、警報発表に言及した注意報を黄色に橙色の斜線、注意報を黄色で表す。</u></p> <p><u>「今後の推移」欄は、3時間をひとコマで表し、雨量や波の高さなどの予報値を表示する。各時間帯の危険度が、注意報、警報、特別警報の基準を超えると予想される期間を黄色、赤色、紫色で示す。</u></p> <p>(5) <u>レーダー・降水ナウキャスト</u></p> <p><u>気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示している。</u></p> <p>(6) <u>解析雨量・降水短時間予報</u></p> <p><u>国土交通省「解析雨量」はレーダーとアメダスなどの降水量観測値から作成した降水量気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示している。</u></p>	<p><u>○流域雨量指数の予測値</u></p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>(3) <u>土砂災害警戒情報</u></p> <p><u>兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>(4) <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u></p> <p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> 	

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p>・「<u>注意</u>」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p> <p><u>(5) 雨雲の動き、今後の雨など</u> <u>「雨雲の動き」は、レーダー観測に基づく5分毎の降水強度分布、5分毎の60分先までの降水強度分布の予測を確認することができる。</u> <u>「今後の雨」は、6時間先までの降水量予測は10分ごとの、7時間から15時間先までの降水量予測は1時間ごとの予測を確認することができる。</u></p>	
<p>第3編 第3章 第3節 (126P～127P)</p>	<p>4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認 気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムからの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。</p> <p>(1) 河川情報システム インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川<u>監視</u>カメラ映像等で状況を確認する。 「千種川流域河川情報システム水守」 http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html</p> <p>(2) 川の防災情報 川の防災情報で雨量等を確認する。 「川の防災情報」http://www.river.go.jp/</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認 気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムや<u>気象庁ホームページ</u>からの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。</p> <p>(1) 河川情報システム インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川<u>ライブ</u>カメラ映像等で状況を確認する。 「千種川流域河川情報システム水守」 https://www.mizumori.jp/koto/</p> <p>(2) 川の防災情報 川の防災情報で雨量等を確認する。 「川の防災情報」https://www.river.go.jp/index</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更など ホームページアドレス変更による修正</p>
<p>第3編 第3章 第3節 (127P)</p>		<p><u>5 ハイウェイ交通情報 (i H i g h w a y)</u> <u>建設農林対策部は、インターネット及び携帯電話(マイルルート登録、メール配信設定)により、高速道路の通行止め情報を確認する。</u></p>	<p>本計画第2編災害予防計画にあわせて追加</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p><u>5</u> 神戸地方気象台、県、隣接市町等との電話連絡による情報収集（略）</p> <p><u>6</u> 水位周知河川以外の地域の状況確認 総務対策部及び地域対策部各地域対策班は、水位周知河川以外の河川、谷川等の情報を可能な限り消防団や自治会等（災害モニター）から収集する。</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p><u>8</u> 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」XバンドMP レーダ雨量など（略）</p>	<p><u>6</u> 神戸地方気象台、県、隣接市町等との電話連絡による情報収集（略）</p> <p><u>7</u> 水位周知河川以外の地域の状況確認 総務対策部及び地域対策部各地域対策班は、水位周知河川以外の河川、谷川等の情報を可能な限り消防団や自治会等（災害モニター）から収集する。 <u>ただし、災害モニターの情報収集は、自宅等の建物内から見える範囲の河川等の状況とする。</u></p> <p><u>8</u> （略）</p> <p><u>9</u> 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」<u>XRAIN（旧 XバンドMP レーダ雨量）</u> など（略）</p>	<p>国土交通省 市町村向け「川の防災情報」システム改修に伴う修正</p>
<p>第3編 第3章 第3節 (128P)</p>	<p>第2款 重要水防箇所等の監視 県光都土木事務所、建設農林対策部、西はりま消防本部、消防団、災害モニター及び河川カメラやパトロール等により、重要水防箇所の監視を行う。 また、ため池管理者、消防団及び自主防災組織などは、各地域のため池、山や河川等の異常を発見した場合、適切な避難行動をとるとともに、建設農林対策部、消防団、西はりま消防本部や関係機関に報告する。通報を受けた機関は、情報連携し可能な限りの応急復旧を行うとともに、町災害対策本部に連絡し、町災害対策本部はどの地域に<u>避難勧告</u>等の発令を行うのか判断するための情報として活用する。 (略)</p>	<p>第2款 重要水防箇所等の監視 県光都土木事務所、建設農林対策部、西はりま消防本部、消防団、災害モニター及び河川カメラやパトロール等により、重要水防箇所の監視を行う。 また、ため池管理者、消防団及び自主防災組織などは、各地域のため池、山や河川等の異常を発見した場合、適切な避難行動をとるとともに、建設農林対策部、消防団、西はりま消防本部や関係機関に報告する。通報を受けた機関は、情報連携し可能な限りの応急復旧を行うとともに、町災害対策本部に連絡し、町災害対策本部はどの地域に<u>避難指示</u>等の発令を行うのか判断するための情報として活用する。 (略)</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>
<p>第3編 第3章 第3節 (128P～129P)</p>	<p>3 危険が予想される箇所 大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい危険が予想される箇所は、次のとおりとする。</p>	<p>3 危険が予想される箇所 大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい危険が予想される箇所は、次のとおりとする。 <u>(1) 土砂災害特別警戒区域</u> <u>町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」3「土砂災害特別警戒区</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・土砂災害特別警戒区域の設定に伴う追加 ・箇所追加等による時点修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																																																														
	<p>(1) 土砂災害警戒区域 町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」4「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり 934箇所</p> <p>(2) 山地災害危険地区箇所 ① 山腹崩壊危険地区（179箇所）及び崩壊土砂流出危険地区（226箇所）は、町防災計画資料編第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」5「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり 407箇所 ② 地すべり危険地区（表略）</p> <p>(3) 土砂災害危険箇所 ① 土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」6「土砂災害危険箇所一覧表」のとおり 943箇所 ② 地すべり危険箇所（平成27年4月1日現在）</p>	<p><u>域一覧表」のとおり 78箇所</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域 町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」4「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり <u>944箇所</u></p> <p>(3) 山地災害危険地区箇所 ① 山腹崩壊危険地区（<u>197箇所</u>）及び崩壊土砂流出危険地区（<u>378箇所</u>）は、町防災計画資料編第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」5「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり <u>575箇所</u> ② 地すべり危険地区 <u>（令和3年4月1日現在）</u>（表略）</p> <p>(4) 土砂災害危険箇所 ① 土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」6「土砂災害危険箇所一覧表」のとおり 943箇所 ② 地すべり危険箇所 <u>（令和3年9月3日現在）</u></p>																																																																																																															
<p>第3編 第3章 第3節 (129P)</p>	<p>(4) 法指定区域 ① 地すべり防止区域（平成25年4月1日現在）（表略） ② 急傾斜地崩壊危険区域（平成27年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="421 1102 1066 1474"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>区域</th> <th>大字名</th> <th>面積(ha)</th> <th>指定年月日</th> <th>告示番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">佐用地域</td> <td>大願寺</td> <td>佐用</td> <td>2.09</td> <td>平成9年2月7日</td> <td>県告第194号</td> </tr> <tr> <td>秀谷(1)</td> <td>佐用</td> <td>0.75</td> <td>平成10年9月29日</td> <td>県告第1396号</td> </tr> <tr> <td>秀谷(2)</td> <td>佐用</td> <td>0.56</td> <td>平成10年9月29日</td> <td>県告第1396号</td> </tr> <tr> <td>口長谷</td> <td>佐用</td> <td>3.58</td> <td>平成18年3月24日</td> <td>県告第349号</td> </tr> <tr> <td>大向</td> <td>福澤</td> <td>0.79</td> <td>平成23年4月22日</td> <td>県告第496号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上月地域</td> <td>平福(1)</td> <td>平福</td> <td>0.56</td> <td>平成24年6月24日</td> <td>県告第590号</td> </tr> <tr> <td>口金近</td> <td>口金近</td> <td>1.44</td> <td>平成26年9月5日</td> <td>県告第792号</td> </tr> <tr> <td>目高</td> <td>目高</td> <td>2.30</td> <td>昭和53年2月21日</td> <td>県告第368号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">南光地域</td> <td>久崎</td> <td>久崎</td> <td>0.60</td> <td>平成10年9月29日</td> <td>県告第1396号</td> </tr> <tr> <td>須山</td> <td>楠田</td> <td>1.67</td> <td>平成14年2月22日</td> <td>県告第254号</td> </tr> <tr> <td>早瀬</td> <td>早瀬</td> <td>2.72</td> <td>平成15年3月28日</td> <td>県告第440号</td> </tr> <tr> <td>林崎(3)</td> <td>林崎</td> <td>0.64</td> <td>平成24年2月25日</td> <td>県告第154号</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">三日月地域</td> <td>西下野(2)</td> <td>西下野</td> <td>0.22</td> <td>平成26年9月5日</td> <td>県告第793号</td> </tr> <tr> <td>西大畑</td> <td>大畑</td> <td>1.69</td> <td>平成13年3月21日</td> <td>県告第422号</td> </tr> <tr> <td>上町</td> <td>三日月</td> <td>1.17</td> <td>平成13年11月20日</td> <td>県告第1405号</td> </tr> <tr> <td>鎌倉</td> <td>上本郷</td> <td>1.24</td> <td>平成14年11月19日</td> <td>県告第1409号</td> </tr> <tr> <td>三ツ尾</td> <td>三ツ尾</td> <td>0.26</td> <td>平成19年10月26日</td> <td>県告第1111号</td> </tr> <tr> <td>弦谷(1)</td> <td>弦谷</td> <td>0.09</td> <td>平成24年3月13日</td> <td>県告第305号</td> </tr> <tr> <td>弦谷(2)</td> <td>弦谷</td> <td>0.75</td> <td>平成24年3月13日</td> <td>県告第305号</td> </tr> <tr> <td>弦谷(3)</td> <td>弦谷</td> <td>0.40</td> <td>平成24年3月13日</td> <td>県告第305号</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	区域	大字名	面積(ha)	指定年月日	告示番号	佐用地域	大願寺	佐用	2.09	平成9年2月7日	県告第194号	秀谷(1)	佐用	0.75	平成10年9月29日	県告第1396号	秀谷(2)	佐用	0.56	平成10年9月29日	県告第1396号	口長谷	佐用	3.58	平成18年3月24日	県告第349号	大向	福澤	0.79	平成23年4月22日	県告第496号	上月地域	平福(1)	平福	0.56	平成24年6月24日	県告第590号	口金近	口金近	1.44	平成26年9月5日	県告第792号	目高	目高	2.30	昭和53年2月21日	県告第368号	南光地域	久崎	久崎	0.60	平成10年9月29日	県告第1396号	須山	楠田	1.67	平成14年2月22日	県告第254号	早瀬	早瀬	2.72	平成15年3月28日	県告第440号	林崎(3)	林崎	0.64	平成24年2月25日	県告第154号	三日月地域	西下野(2)	西下野	0.22	平成26年9月5日	県告第793号	西大畑	大畑	1.69	平成13年3月21日	県告第422号	上町	三日月	1.17	平成13年11月20日	県告第1405号	鎌倉	上本郷	1.24	平成14年11月19日	県告第1409号	三ツ尾	三ツ尾	0.26	平成19年10月26日	県告第1111号	弦谷(1)	弦谷	0.09	平成24年3月13日	県告第305号	弦谷(2)	弦谷	0.75	平成24年3月13日	県告第305号	弦谷(3)	弦谷	0.40	平成24年3月13日	県告第305号	<p>(5) 法指定区域 ① 地すべり防止区域 <u>（令和3年4月1日現在）</u>（表略） ② 急傾斜地崩壊危険区域 <u>町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」7法指定区域一覧表（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）のとおり 31箇所</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・時点修正 ・本編の表を削除し、資料編を案内</p>
地域名	区域	大字名	面積(ha)	指定年月日	告示番号																																																																																																												
佐用地域	大願寺	佐用	2.09	平成9年2月7日	県告第194号																																																																																																												
	秀谷(1)	佐用	0.75	平成10年9月29日	県告第1396号																																																																																																												
	秀谷(2)	佐用	0.56	平成10年9月29日	県告第1396号																																																																																																												
	口長谷	佐用	3.58	平成18年3月24日	県告第349号																																																																																																												
	大向	福澤	0.79	平成23年4月22日	県告第496号																																																																																																												
上月地域	平福(1)	平福	0.56	平成24年6月24日	県告第590号																																																																																																												
	口金近	口金近	1.44	平成26年9月5日	県告第792号																																																																																																												
	目高	目高	2.30	昭和53年2月21日	県告第368号																																																																																																												
南光地域	久崎	久崎	0.60	平成10年9月29日	県告第1396号																																																																																																												
	須山	楠田	1.67	平成14年2月22日	県告第254号																																																																																																												
	早瀬	早瀬	2.72	平成15年3月28日	県告第440号																																																																																																												
	林崎(3)	林崎	0.64	平成24年2月25日	県告第154号																																																																																																												
三日月地域	西下野(2)	西下野	0.22	平成26年9月5日	県告第793号																																																																																																												
	西大畑	大畑	1.69	平成13年3月21日	県告第422号																																																																																																												
	上町	三日月	1.17	平成13年11月20日	県告第1405号																																																																																																												
	鎌倉	上本郷	1.24	平成14年11月19日	県告第1409号																																																																																																												
	三ツ尾	三ツ尾	0.26	平成19年10月26日	県告第1111号																																																																																																												
	弦谷(1)	弦谷	0.09	平成24年3月13日	県告第305号																																																																																																												
	弦谷(2)	弦谷	0.75	平成24年3月13日	県告第305号																																																																																																												
	弦谷(3)	弦谷	0.40	平成24年3月13日	県告第305号																																																																																																												

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第3章 第3節 (129P)	(5) 警戒危険宅地一覧表（平成29年度現在） （表略）	(6) 警戒危険宅地一覧表（平成31年3月31日現在） （表略）	県計画に基づく修正 ・時点修正
第3編 第3章 第4節 (132P)	1 情報の整理 (1) (略) (2) 統括部は、水位周知河川（千種川・佐用川・志文川）についてはフェニックス防災システム等で得た水位計や河川監視カメラ等による河川水位等の情報整理を行う。 (3) (略)	1 情報の整理 (1) (略) (2) 統括部は、水位周知河川（千種川・佐用川・志文川）についてはフェニックス防災システム等で得た水位計や河川ライブカメラ等による河川水位等の情報整理を行う。 (3) (略)	県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更
第3編 第3章 第5節 (134P)	第1款 住民への防災情報・気象情報等の伝達 1～3 (略) 4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段） (1)～(5) (略) (6) 公共情報 commons (7) (略)	第1款 住民への防災情報・気象情報等の伝達 1～3 (略) 4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段） (1)～(5) (略) (6) Lアラート（災害情報共有システム） (7) (略)	県計画に基づく修正 ・システム名称変更
第3編 第3章 第5節 (134P)	5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目） (1) (略) (2) 河川監視カメラ映像の配信 (3)～(6) (略) (7) 避難情報に関すること 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等 (8)～(12) (略)	5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目） (1) (略) (2) 河川ライブカメラ映像の配信 (3)～(6) (略) (7) 避難情報に関すること 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (8)～(12) (略)	県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更 ・避難情報の名称変更
第3編 第3章 第5節 (136P～137P)	第2款 避難勧告等の発令 統括部は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令を行う。 ※「避難勧告等の発令マニュアル」参照 1 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令等 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（避難勧告）	第2款 避難指示等の発令 統括部は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し避難指示等の発令を行う。 ※「避難指示等の発令マニュアル」参照 1 避難指示等の発令等 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示（避難指示）	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>し、緊急を要すると認めるときは、<u>避難のための立ち退きを指示（避難指示（緊急））</u>する。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>に先立ち、住民の避難準備と災害時避難行動要支援者等の避難開始を促すため、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>原則として、<u>避難勧告等</u>の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、地域対策部各地域対策班長の判断により<u>避難勧告等</u>の発令を行うことができる。ただし、その場合にも地域対策部各地域対策班は災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して発令事実について速やかに報告する。</p> <p>なお、避難に関する情報の発信にあたっては、河川の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流域の状況や、ホットラインを通じた気象台からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。</p> <p>2 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の内容</p>	<p>し、<u>避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）を指示することができる。</u></p> <p>また、<u>避難指示及び緊急安全確保</u>に先立ち、住民の避難準備と災害時避難行動要支援者等の避難開始を促すため、<u>高齢者等避難</u>を発令する。</p> <p>原則として、<u>避難指示等</u>の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、地域対策部各地域対策班長の判断により<u>避難指示等</u>の発令を行うことができる。ただし、その場合にも地域対策部各地域対策班は災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して発令事実について速やかに報告する。</p> <p>なお、避難に関する情報の発信にあたっては、河川の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流域の状況や、ホットラインを通じた気象台からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。</p> <p><u>本部長は、災害の危険性の少ない人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。</u></p> <p>2 <u>避難指示等</u>の内容</p>	

項	修正前			修正後（素案）		主な理由等																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="409 138 517 161">区 分</th> <th data-bbox="517 138 725 161">発令時の状況</th> <th data-bbox="725 138 1068 161">住民がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="409 161 517 309">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="517 161 725 309">□災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない段階である。</td> <td data-bbox="725 161 1068 309">□災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） □上記以外の住民は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 309 517 405">避難勧告</td> <td data-bbox="517 309 725 405">□通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階である。</td> <td data-bbox="725 309 1068 405">□通常の避難行動が可能な住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 405 517 552">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="517 405 725 552">□前兆現象の発生や、現在の切迫した状況等から、人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況・人的被害の発生した状況</td> <td data-bbox="725 405 1068 552">□避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに安全な場所への避難を完了 □未だ避難していない住民は、直ちに安全な場所に避難 □避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発令時の状況	住民がとるべき行動	避難準備・高齢者等避難開始	□災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	□災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） □上記以外の住民は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始	避難勧告	□通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	□通常の避難行動が可能な住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始	避難指示（緊急）	□前兆現象の発生や、現在の切迫した状況等から、人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況・人的被害の発生した状況	□避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに安全な場所への避難を完了 □未だ避難していない住民は、直ちに安全な場所に避難 □避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1068 138 1245 161">避難情報等</th> <th data-bbox="1245 138 1783 161">居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1068 161 1245 512"> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> </td> <td data-bbox="1245 161 1783 512"> <p>● 発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から災害時避難行動要支援者等は避難</p> <p>・災害時避難行動要支援者等※1は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※1避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・災害時避難行動要支援者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 512 1245 639"> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> </td> <td data-bbox="1245 512 1783 639"> <p>● 発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 639 1245 847"> <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> </td> <td data-bbox="1245 639 1783 847"> <p>● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全</p> </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>● 発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から災害時避難行動要支援者等は避難</p> <p>・災害時避難行動要支援者等※1は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※1避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・災害時避難行動要支援者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>● 発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全</p>			
区 分	発令時の状況	住民がとるべき行動																										
避難準備・高齢者等避難開始	□災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	□災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） □上記以外の住民は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始																										
避難勧告	□通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	□通常の避難行動が可能な住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始																										
避難指示（緊急）	□前兆現象の発生や、現在の切迫した状況等から、人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況・人的被害の発生した状況	□避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに安全な場所への避難を完了 □未だ避難していない住民は、直ちに安全な場所に避難 □避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要																										
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																											
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>● 発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から災害時避難行動要支援者等は避難</p> <p>・災害時避難行動要支援者等※1は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※1避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・災害時避難行動要支援者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>																											
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>● 発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>																											
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全</p>																											
<p>第3編 第3章 第5節 (137P～139P)</p>	<p>3 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準</u></p> <p>(1) 避難の種類及び発令基準（洪水）</p> <p>水位周知河川については、避難判断水位（水防法第13条）等を指標として判断を行う。水位周知河川以外については、河川カメラや地域からの情報に基づき判断を行う。なお、判断に当たっては、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。</p> <p><u>避難勧告等の発令判断基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>■ 発令判断基準（洪水）</p>			<p>3 <u>避難指示等の発令判断基準</u></p> <p>(1) 避難の種類及び発令判断基準（洪水）</p> <p>水位周知河川については、避難判断水位（水防法第13条）等を指標として<u>避難指示等発令</u>の判断を行う。水位周知河川以外については、河川カメラや地域からの情報に基づき<u>避難指示等発令</u>の判断を行う。なお、<u>避難指示等発令</u>の判断に当たっては、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。<u>避難指示</u>等の発令判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>■ 発令判断基準（洪水）</p>		<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難情報の変更による変更 氾濫開始相当水位の設定に伴う避難発令基準の変更など 																						

項	修正前		修正後（素案）		主な理由等		
<p>(2) 避難の種類及び発令基準（土砂災害）</p> <p>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域については、気象庁の大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を指標として判断を行う。なお、判断に当たっては、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告及び通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。</p> <p>土砂災害の避難勧告等の発令判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>■ 発令判断基準（土砂災害）</p>	<p>区分</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>水位周知河川</p> <p>□ 基準観測点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、1時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達後も降雨が予測される時</p> <p>《千種川》久崎 3.6m 《佐用川》佐用 2.8m 《志文川》三日月 1.6m 《志文川》米田 1.8m（参考水位） 《千種川》上三河 3.1m（参考水位） 《佐用川》円光寺 3.0m（参考水位） ※ 数字は、氾濫注意水位</p>	<p>水位周知河川以外</p> <p>□ 河川カメラ、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の可能性があるかと判断される時</p> <p>□ 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、浸水の可能性があるかと判断される時</p>	<p>避難情報</p> <p>警戒レベル3 高齢者等避難</p>	<p>水位周知河川</p> <p>□ 基準観測点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、1時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達後も降雨が予測される時</p> <p>《千種川》久崎 3.6m 《佐用川》佐用 2.8m 《志文川》三日月 1.6m 《志文川》米田 1.8m（参考水位） 《千種川》上三河 3.1m（参考水位） 《佐用川》円光寺 3.0m（参考水位） ※ 数字は、氾濫注意水位</p>	<p>水位周知河川以外</p> <p>□ 河川カメラ、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の可能性があるかと判断される時</p> <p>□ 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、浸水の可能性があるかと判断される時</p>	<p>主な理由等</p>
	<p>避難勧告</p>	<p>□ 基準観測点の水位が、避難判断水位に到達し、かつ1時間後の水位予測等から氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると予測される時</p> <p>《千種川》久崎 4.6m 《佐用川》佐用 3.0m 《志文川》三日月 1.8m 《千種川》上三河 3.7m（参考水位） 《佐用川》円光寺 3.7m（参考水位） ※ 数字は、避難判断水位</p>	<p>□ 河川カメラ、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の危険性が高いと判断される時</p> <p>□ 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、浸水の危険性が高いと判断される時</p>	<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>□ 基準観測点の水位が、避難判断水位に到達し、かつ1時間後の水位予測等から氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると予測される時</p> <p>《千種川》久崎 4.6m 《佐用川》佐用 3.0m 《志文川》三日月 1.8m 《千種川》上三河 3.7m（参考水位） 《佐用川》円光寺 3.7m（参考水位） ※ 数字は、避難判断水位</p>	<p>□ 河川カメラ、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の危険性が高いと判断される時</p> <p>□ 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、浸水の危険性が高いと判断される時</p>	
	<p>避難指示（緊急）</p>	<p>□ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき</p> <p>□ 破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時</p> <p>《千種川》久崎 5.1m 《佐用川》佐用 3.8m 《志文川》三日月 2.4m 《千種川》上三河 4.4m（参考水位） ※ 数字は、氾濫危険水位</p>	<p>□ 破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時</p> <p>□ 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時</p>	<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>□ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき</p> <p>□ 破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時</p> <p>《千種川》久崎 5.1m 《佐用川》佐用 3.8m 《志文川》三日月 2.4m 《千種川》上三河 4.4m（参考水位） ※ 数字は、氾濫危険水位</p> <p>□ 氾濫開始相当水位に到達したとき</p> <p>□ 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）</p> <p>《千種川》久崎 5.58m 《佐用川》佐用 4.73m 《志文川》三日月 3.47m ※ 数字は、（参考値）氾濫開始相当水位</p> <p>・既に緊急安全確保を発令している場合でも、住民へ周知</p>	<p>□ 破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時</p> <p>□ 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時</p> <p>□ 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）</p> <p>・既に緊急安全確保を発令している場合でも、住民へ周知</p>	

※ 千種川上三河、佐用川円光寺、志文川米田については、氾濫注意水位、もしくは避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示

※ 夕方から夜間に向けての時間帯などでは、降雨の予想等によっては、基準水位到達前であっても、発令することがある。

(2) 避難の種類及び発令判断基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域については、気象庁の大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を指標として判断を行う。なお、判断に当たっては、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告及び通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

土砂災害の避難指示等の発令判断基準は、次のとおりとする。

■ 発令判断基準（土砂災害）

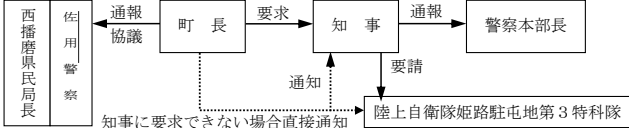
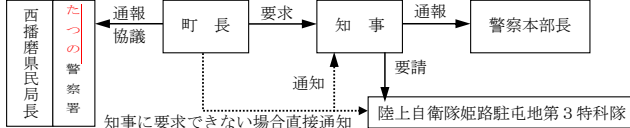
項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 140 461 165">区分</th> <th data-bbox="461 140 1048 165">土砂災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 165 461 341">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="461 165 1048 341"> <ul style="list-style-type: none"> □ 大雨警報（土砂災害）又は、土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（流水の異常な濁り） がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） 地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 341 461 517">避難指示</td> <td data-bbox="461 341 1048 517"> <ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（渓流内で転石の音、流木発生） がけ崩れ（小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） 地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 517 461 708">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="461 517 1048 708"> <ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき □ 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減 注1） がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） 地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 前兆現象については、国土交通省「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象検討会（平成18年3月）の資料より抜粋</p> <p>※ がけ崩れについては上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。</p> <p>※ 地すべりは、上記の現象はかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。</p> <p>注1）渓流水位激減は、降雨が継続しているにもかかわらず渓流水位が激減した場合、渓流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。</p>	区分	土砂災害時	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> □ 大雨警報（土砂災害）又は、土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（流水の異常な濁り） がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） 地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加） 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（渓流内で転石の音、流木発生） がけ崩れ（小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） 地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き） 	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき □ 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減 注1） がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） 地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動） 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1084 140 1178 165">避難情報</th> <th data-bbox="1178 140 1765 165">土砂災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1084 165 1178 341">【緊急】 高齢者等避難 （3）</td> <td data-bbox="1178 165 1765 341"> <ul style="list-style-type: none"> □ 大雨警報（土砂災害）又は、土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（流水の異常な濁り） がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） 地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 341 1178 517">【緊急】 避難指示 （4）</td> <td data-bbox="1178 341 1765 517"> <ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（渓流内で転石の音、流木発生） がけ崩れ（小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） 地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 517 1178 708">【緊急】 緊急対応確保 （5）</td> <td data-bbox="1178 517 1765 708"> <ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき □ 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減 注1） がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） 地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 前兆現象については、国土交通省「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象検討会（平成18年3月）の資料より抜粋</p> <p>※ がけ崩れについては上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。</p> <p>※ 地すべりは、上記の現象はかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。</p> <p>注1）渓流水位激減は、降雨が継続しているにもかかわらず渓流水位が激減した場合、渓流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。</p>	避難情報	土砂災害時	【緊急】 高齢者等避難 （3）	<ul style="list-style-type: none"> □ 大雨警報（土砂災害）又は、土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（流水の異常な濁り） がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） 地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加） 	【緊急】 避難指示 （4）	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（渓流内で転石の音、流木発生） がけ崩れ（小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） 地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き） 	【緊急】 緊急対応確保 （5）	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき □ 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減 注1） がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） 地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動） 	
区分	土砂災害時																		
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> □ 大雨警報（土砂災害）又は、土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（流水の異常な濁り） がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） 地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加） 																		
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（渓流内で転石の音、流木発生） がけ崩れ（小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） 地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き） 																		
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき □ 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減 注1） がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） 地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動） 																		
避難情報	土砂災害時																		
【緊急】 高齢者等避難 （3）	<ul style="list-style-type: none"> □ 大雨警報（土砂災害）又は、土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（流水の異常な濁り） がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） 地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加） 																		
【緊急】 避難指示 （4）	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき □ 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（渓流内で転石の音、流木発生） がけ崩れ（小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） 地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き） 																		
【緊急】 緊急対応確保 （5）	<ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき □ 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき □ 次の前兆現象を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> 土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減 注1） がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） 地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動） 																		
<p>第3編 第3章 第5節 (139P～140P)</p>	<p>4 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達</u></p> <p>統括部は、防災行政無線・佐用チャンネル（データ放送、L字放送等）・さよう安全安心ネット・エリアメール・FAX・マスコミ等多様な情報伝達手段を準備・活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等をわかりやすく伝える。</p> <p>統括部は、関係各対策部及び関係機関に、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）等の広報を要請する。</u></p> <p>また、知事に対し、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</u></p> <p>(1) 防災行政無線放送による伝達例</p> <p>町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」4「防災情報等の伝達文（例）」参照</p>	<p>4 <u>避難指示等の伝達</u></p> <p>統括部は、防災行政無線・佐用チャンネル（データ放送、L字放送等）・さよう安全安心ネット・エリアメール・FAX・マスコミ等多様な情報伝達手段を準備・活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等を<u>迅速にかつ</u>わかりやすく伝える<u>よう努める。</u></p> <p>統括部は、関係各対策部及び関係機関に、<u>避難指示等の広報を要請する。</u></p> <p>また、知事に対し、<u>避難指示等</u>の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</p> <p>(1) 防災行政無線放送による伝達例</p> <p>町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」4「防災情報等の伝達文（例）」参照</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による変更など</p>																

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等								
	<p>※ <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>は、必ず緊急放送により行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 佐用チャンネルによる情報発信 佐用チャンネルで河川カメラの映像等を情報発信する。</p> <table border="1" data-bbox="450 443 1050 542"> <tr> <td>データ放送</td> <td>防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値で配信、14カ所の河川カメラの映像</td> </tr> <tr> <td>L字放送</td> <td>緊急情報の配信（<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>、土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など）</td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 報道機関への情報発信 報道機関に対し<u>避難勧告</u>等の発令状況を伝達する。</p> <p>(7) <u>公共情報コモンズ</u>による伝達 兵庫県フェニックス防災システムに入力したものが自動送信される。</p> <p>(8) (略)</p>	データ放送	防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値で配信、14カ所の河川カメラの映像	L字放送	緊急情報の配信（ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 、土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など）	<p>※ <u>避難指示及び緊急安全確保</u>は、必ず緊急放送により行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 佐用チャンネルによる情報発信 佐用チャンネルで河川カメラの映像等を情報発信する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 443 1767 542"> <tr> <td>データ放送</td> <td>防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値で配信、14カ所の河川カメラの映像</td> </tr> <tr> <td>L字放送</td> <td>緊急情報の配信（<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>、土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など）</td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 報道機関への情報発信 報道機関に対し<u>避難指示</u>等の発令状況を伝達する。</p> <p>(7) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>による伝達 兵庫県フェニックス防災システムに入力したものが自動送信される。</p> <p>(8) (略)</p>	データ放送	防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値で配信、14カ所の河川カメラの映像	L字放送	緊急情報の配信（ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 、土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など）	
データ放送	防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値で配信、14カ所の河川カメラの映像										
L字放送	緊急情報の配信（ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 、土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など）										
データ放送	防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値で配信、14カ所の河川カメラの映像										
L字放送	緊急情報の配信（ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 、土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など）										
<p>第3編 第3章 第5節 (141P)</p>	<p>6 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の解除 統括部は、災害による危険がなくなると判断されるときには、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（フェニックス防災システム入力）へ報告する。</p>	<p>6 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>の解除 統括部は、災害による危険がなくなると判断されるときには、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（フェニックス防災システム入力）へ報告する。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による変更</p>								
<p>第3編 第3章 第5節 (141P～142P)</p>	<p>第3款 報道機関への災害情報等の発信 1 <u>避難勧告</u>等の情報伝達 統括部は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を発令したときは、県にフェニックス防災システムで報告するとともに、報道機関にFAXで情報を伝達する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 緊急警報放送</p>	<p>第3款 報道機関への災害情報等の発信 1 <u>避難指示</u>等の情報伝達 統括部は、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>を発令したときは、県にフェニックス防災システムで報告するとともに、報道機関にFAXで情報を伝達する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 緊急警報放送</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による変更</p>								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等								
	<p>災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、<u>避難勧告</u>等、緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対する、災害対策基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、県知事に依頼する。</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、<u>避難指示</u>等、緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対する、災害対策基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、県知事に依頼する。</p>									
<p>第3編 第3章 第6節 (144P)</p>	<p>第6節 災害報告 4 報告内容 ■ 関係機関一覧表 No4 関西電力 <u>相生営業所</u> FAX <u>0791-23-7201</u> 電話番号 <u>0800-777-8083</u> No7 J R西日本 姫路指令所 FAX <u>079-267-1410</u> 電話番号 <u>079-267-1410</u> 同上 <u>J R西日本 姫路鉄道部</u> FAX <u>079-267-2401</u> 電話番号 <u>079-267-2401</u> No9 株式会社ウエスト神姫 FAX <u>0791-22-5181</u> 電話番号 <u>0791-22-5180</u> No12 <u>佐用警察署 警備課</u> FAX <u>0790-82-2190</u> 電話番号 <u>0790-82-0110</u></p>	<p>第6節 災害報告 4 報告内容 ■ 関係機関一覧表 No4 関西電力 <u>送配電(株) 兵庫支社 (姫路)</u> FAX <u>079-227-0615</u> 電話番号 <u>0800-777-3081</u> No7 J R西日本 <u>姫路駅姫新線線区</u> FAX <u>079-224-2169</u> 電話番号 <u>079-281-7015</u> No9 株式会社 <u>ウイング</u>神姫 FAX <u>0790-65-9172</u> 電話番号 <u>0790-65-9171</u> No12 <u>たつの警察署 警備課</u> FAX <u>0791-63-9250</u> 電話番号 <u>0791-63-0110</u></p>	<p>組織変更による連絡先等の変更</p>								
<p>第3編 第3章 第6節 (144P)</p>	<p>(2) 「災害対策本部設置」、「<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>」を行った場合は、速にフェニックス防災システムに入力を行い、併せて関係機関にFAXを送信する。</p>	<p>(2) 「災害対策本部設置」、「<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>」を行った場合は、速にフェニックス防災システムに入力を行い、併せて関係機関にFAXを送信する。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による変更</p>								
<p>第3編 第3章 第7節 (146P)</p>	<p>第7節 情報共有 3 防災関係機関等との情報共有</p> <table border="1" data-bbox="365 1209 1050 1310"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 1209 479 1233">町の窓口</th> <th data-bbox="479 1209 1050 1233">防災関係機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 1233 479 1310">総務対策部</td> <td data-bbox="479 1233 1050 1310">県庁、西播磨県民局、警察署、J R西日本、智頭急行、ウエスト神姫、関西電力、西日本電信電話(株)、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等</td> </tr> </tbody> </table>	町の窓口	防災関係機関等	総務対策部	県庁、西播磨県民局、警察署、J R西日本、智頭急行、ウエスト神姫、関西電力、西日本電信電話(株)、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等	<p>第7節 情報共有 3 防災関係機関等との情報共有</p> <table border="1" data-bbox="1081 1209 1767 1310"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 1209 1196 1233">町の窓口</th> <th data-bbox="1196 1209 1767 1233">防災関係機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 1233 1196 1310">総務対策部</td> <td data-bbox="1196 1233 1767 1310">県庁、西播磨県民局、警察署、J R西日本、智頭急行、<u>ウイング</u>神姫、関西電力 <u>送配電(株)</u>、西日本電信電話(株)、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等</td> </tr> </tbody> </table>	町の窓口	防災関係機関等	総務対策部	県庁、西播磨県民局、警察署、J R西日本、智頭急行、 <u>ウイング</u> 神姫、関西電力 <u>送配電(株)</u> 、西日本電信電話(株)、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等	<p>組織変更による変更</p>
町の窓口	防災関係機関等										
総務対策部	県庁、西播磨県民局、警察署、J R西日本、智頭急行、ウエスト神姫、関西電力、西日本電信電話(株)、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等										
町の窓口	防災関係機関等										
総務対策部	県庁、西播磨県民局、警察署、J R西日本、智頭急行、 <u>ウイング</u> 神姫、関西電力 <u>送配電(株)</u> 、西日本電信電話(株)、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等										
<p>第3編 第3章 第7節 (146P)</p>	<p>4 隣接市町との情報共有 総務対策部、建設農林対策部及び統括部は、<u>避難勧告</u>等の発令の判断や車両等の通行対策のため、隣接市町である宍粟市、上郡町、たつの市、美作市の気象、</p>	<p>4 隣接市町との情報共有 総務対策部、建設農林対策部及び統括部は、<u>避難指示</u>等の発令の判断や車両等の通行対策のため、隣接市町である宍粟市、上郡町、たつの市、美作市の気象、</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による変更</p>								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等								
第3編 第4章 第1節 (147P～148P)	<p>河川、道路等の状況及び被害状況等を相互に交換し情報共有に努める。</p> <p>第1節 水防活動 1 水防の責任等 (1)～(2) (略) (3) 知事の責任 (略)</p> <p>②知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、町長に通知しなければならない。 ア) 洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域</p> <p>イ) 水位周知排水施設等にかかる雨水出水浸水想定区域</p> <p>(4) 町防災会議の責任（法第15条第1項・第2項）</p> <p>① 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ア) 洪水予報及び氾濫警戒情報（特別警戒水位（洪水、雨水出水）到達情報）の伝達方法</p> <p>イ)～エ) (略)</p> <p>② 町防災会議は、浸水想定区域内に前項④の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法を定める。</p>	<p>河川、道路等の状況及び被害状況等を相互に交換し情報共有に努める。</p> <p>第1節 水防活動 1 水防の責任等 (1)～(2) (略) (3) 知事の責任 (略)</p> <p>②知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、町長に通知しなければならない。 ア) 洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域</p> <p><u>イ) 上記ア以外の河川について、県総合治水条例に基づく洪水浸水想定区域</u></p> <p><u>ウ) 水位周知排水施設等にかかる雨水出水浸水想定区域</u></p> <p>(4) 町防災会議の責任（法第15条第1項・第2項）</p> <p>① 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ア) 洪水予報、<u>水位到達情報、その他人的災害が生じるおそれがある洪水に関する情報</u>の伝達方法</p> <p>イ)～エ) (略)</p> <p>② 町防災会議は、浸水想定区域内に前項<u>エ)</u>の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、<u>水位到達情報、その他人的災害が生じるおそれがある洪水に関する情報</u>の伝達方法を定める。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・水防の責任等に関する修正</p>								
第3編 第6章 第1節 (152P～153P)	<p>第1節 県及び他市町応援体制と後方支援 3 応援協定（既協定の締結状況）■ 災害時等応援協定等締結状況（平成29年11月 佐用町）</p> <table border="1" data-bbox="365 1369 1052 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 1369 405 1390">No</th> <th data-bbox="405 1369 495 1390">締結年月日</th> <th data-bbox="495 1369 846 1390">応援協定・覚書名称</th> <th data-bbox="846 1369 1052 1390">締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="365 1390 1052 1422" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先	(略)				<p>第1節 県及び他市町応援体制と後方支援 3 応援協定（既協定の締結状況）■ 災害時等応援協定等締結状況（令和4年11月 佐用町）</p>	<p>協定追加による時点修正</p>
No	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先								
(略)											

項	修正前	修正後（素案）			主な理由等
		No	締結年月日	応援協定・覚書名称	
				(略)	
		23	R3. 7. 19	神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定	神戸市
		24	R3. 9. 15	佐用町と大塚製菓株式会社との包括連携に関する協定	大塚製菓株式会社
		25	R4. 2. 2	災害時における連携協力に関する協定書	兵庫県弁護士会
		26	R4. 3. 16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社
第3編 第6章 第1節 (155P)	6 県及び市町応援職員への後方支援 (2) 受け入れ体制の整備 総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。	6 県及び市町応援職員への後方支援 (2) 受け入れ体制の整備 総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。 <u>また、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。</u>			県計画に基づく修正 ・感染症禍における感染予防措置の追加
第3編 第6章 第1節 (156P)	7 ヘリコプターの出動要請 (2) 支援要請の手続き 県に対する防災ヘリコプターの支援要請は、「 <u>兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱</u> 」に基づき、町長（本部長）又は消防長が、 <u>神戸市消防局警防部司令課</u> に対し手続きを行い、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター運行要請書を県（消防課）へ提出する。 ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜の方法により申請することとし、この場合においても、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター運航要請書を提出する。 なお、県災害対策本部が設置された場合、要請は災害対策本部事務局に行く。	7 ヘリコプターの出動要請 (2) 支援要請の手続き 県に対する防災ヘリコプターの支援要請は、町長（本部長） <u>及び消防事務に関する一部事務組合の長</u> 又は消防長 <u>又はそれらの者から委任された者が、次に示す要請先へ行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。</u> なお、県災害対策本部（ <u>災害警戒本部</u> ）が設置された場合、要請は災害対策本部事務局に行く。			県計画に基づく修正 ・ヘリコプターの出動要請の手続きの変更及び要請先の変更
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【神戸市消防局警防部司令課】（昼間） 所 在 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 3号館 2階 電 話 078-331-0986 FAX 078-331-0987 【災害対策本部事務局】（夜間及び県災害対策本部設置後） 電 話 078-362-9900 FAX 078-362-9911</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要請先 (1) 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は西はりま消防組合に行く。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 333-0119 FAX (078) 325-8529 (2) 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合 災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900 (県災害対策センター内) FAX (078) 362-9911</p> </div>			
第3編 第6章	第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援 2 派遣要請	第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援 2 派遣要請			組織変更に伴う時点修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																												
第4節 (160P～161P)	(2) 派遣要請の要領 ① 派遣及び撤収要請手続き経路  ② (略) ③ 派遣要請・連絡先 ア) (略) イ) 連絡先 <table border="1" data-bbox="392 507 1028 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐用警察署</td> <td>TEL(0790)82-0110</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	(略)			佐用警察署	TEL(0790)82-0110	同左	(略)			(2) 派遣要請の要領 ① 派遣及び撤収要請手続き経路  ② (略) ③ 派遣要請・連絡先 ア) (略) イ) 連絡先 <table border="1" data-bbox="1106 507 1742 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たつの警察署</td> <td>TEL(0791)63-0110</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	(略)			たつの警察署	TEL(0791)63-0110	同左	(略)			
区分	電話番号																														
	勤務時間内	勤務時間外																													
(略)																															
佐用警察署	TEL(0790)82-0110	同左																													
(略)																															
区分	電話番号																														
	勤務時間内	勤務時間外																													
(略)																															
たつの警察署	TEL(0791)63-0110	同左																													
(略)																															
第3編 第6章 第5節 (163P)	(1) ボランティア関係機関との協議・連携 災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害VCの設置・運営にかかわる社会福祉協議会や町ボランティア連絡会、日赤奉仕団、災害ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。	(1) ボランティア関係機関との協議・連携 災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害VCの設置・運営にかかわる社会福祉協議会や各ボランティアグループ、日赤奉仕団、災害ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。	組織廃止に伴う時点修正																												
第3編 第6章 第6節 (166P)		第6節 町外の被災地に対する応援 [実施機関：町（統括部）] <u>町は、町外で災害が発生し、大きな被害が予想され、被災市町村への応援が可能な場合は、応援協定に基づき、あるいは県からの応援の求めに応じて、被災市町村に対する応援を実施する。</u> <u>その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</u> 1 <u>他の市町村との応援協定に基づく応援</u> <u>町は、応援協定を締結した被災市町村から応援の要請があったときは、協定に基づき、被災市町村の応急対策及び復旧対策の円滑な実施を支援する。</u> 2 <u>災害対策基本法に基づく応援</u>	県計画に基づく修正 ・町外の被災地に対する応援に関することを追加																												

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p><u>町は、県から県内の他の市町を応援すべきことを求められた場合、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な応援又は災害応急対策を行う。</u></p> <p><u>3 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣</u></p> <p><u>町は、県と連携して、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</u></p>	
<p>第3編 第7章 第1節 (167P)</p>	<p>第1節 災害救助法の適用 2 適用基準 (1) 佐用町の区域内での被害 住家の滅失世帯数が <u>50世帯</u>以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号） (2) 県の区域内での被害 ① 県の区域内で、住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が <u>25世帯</u>以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p>	<p>第1節 災害救助法の適用 2 適用基準 (1) 佐用町の区域内での被害 住家の滅失世帯数が <u>基準</u>以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号） (2) 県の区域内での被害 ① 県の区域内で、住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が <u>基準</u>以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p>	<p>県計画に基づく修正 ・記載の仕方を変更</p>
<p>第3編 第7章 第2節 (169P)</p>	<p>第1款 <u>避難勧告等の発令【再掲】</u> 町は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の発令を行う。 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の発令等 2 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の内容 3 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の発令基準 4 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>等の伝達 (1) ～(6) (略) (7) <u>公共情報コモンズ</u>による伝達 (8) (略)</p>	<p>第1款 <u>避難指示</u>等の発令【再掲】 町は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>の発令を行う。 1 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>の発令等 2 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>の内容 3 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>の発令基準 4 <u>避難指示</u>等の伝達 (1) ～(6) (略) (7) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>による伝達 (8) (略)</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更 ・システム名称変更</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>5 警戒区域の設定</p> <p>6 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の解除</p> <p>※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「<u>避難勧告等の発令</u>」を準用する。</p>	<p>5 警戒区域の設定</p> <p>6 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>の解除</p> <p>※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「<u>避難指示</u>等の発令」を準用する。</p>	
<p>第3編 第7章 第2節 (169P～170P)</p>	<p>第2款 避難及び避難誘導</p> <p>大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、住民は、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討し把握する。</p> <p>災害時には住民、消防団、自治会及び自主防災組織等は協力し、避難誘導に努める。特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、災害時避難行動要支援者の避難支援者は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された場合、速やかに避難誘導を行う。</p>	<p>第2款 避難及び避難誘導</p> <p>大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、住民は、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討し把握する。</p> <p><u>町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、住民の避難意識の向上を図ることとする。</u></p> <p>災害時には住民、消防団、自治会及び自主防災組織等は協力し、避難誘導に努める。特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、災害時避難行動要支援者の避難支援者は、<u>高齢者等避難</u>が発令された場合、速やかに避難誘導を行う。</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイ避難カード作成の普及促進に関することを追加 ・避難情報の変更
<p>第3編 第7章 第2節 (170P～171P)</p>	<p>第3款 避難所の開設・運営</p> <p>本部長は、避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所の中から適切な避難所を選定して開設を指示する。ただし、災害の規模や状況に応じ、その他公共施設の中から選定して指定避難所にする可能性がある。</p> <p>また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の公民館などを指定避難所にする可能性がある。</p> <p>家屋の被災又は災害の危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、適切に避難所の運営を行うとともに、在宅被災者も対象に生活支援を行う。</p>	<p>第3款 避難所の開設・運営</p> <p>本部長は、避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所の中から適切な避難所を選定して開設を指示する。ただし、災害の規模や状況に応じ、その他公共施設の中から選定して指定避難所にする可能性がある。</p> <p>また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の公民館などを指定避難所にする可能性がある。</p> <p>家屋の被災又は災害の危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、適切に避難所の運営を行うとともに、在宅被災者も対象に生活支援を行う。</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症禍における3密を回避するため、ホテルや旅館等の活用にかんすることを追加

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p><u>避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u></p> <p><u>特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p>	
第3編 第7章 第2節 (171P)	2 指定避難場所等の基準等 (4) 指定避難所の内、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の指定避難所は、避難勧告等が発令された場合、校舎又は体育館の2階以上を使用する。	2 指定避難場所等の基準等 (4) 指定避難所の内、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の指定避難所は、 <u>避難指示</u> 等が発令された場合、校舎又は体育館の2階以上を使用する。	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更
第3編 第7章 第2節 (172P)	5 指定避難所の開設 (1) 避難所の開設基準 ① (略) ② 土砂災害 ア) 大雨警報（土砂災害）が発表され、 <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報で向こう2時間以内に土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予測される</u> とき イ) <u>地域別土砂災害危険度の1時間後予測及び2時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えている</u> とき ウ) (略) ③ (略) ※ 判断にあたっては、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。	5 指定避難所の開設 (1) 避難所の開設基準 ① (略) ② 土砂災害 ア) 大雨警報（土砂災害）が発表され、 <u>土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えている</u> とき イ) <u>大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</u> ウ) (略) ③ (略) ※ 判断にあたっては、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。 <u>※ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u>	町計画内の整合性を図る修正 ・高齢者等避難発令基準に合わせる修正 県計画に基づく修正 ・災害の規模に応じて、必要な避難所を当初から開設するように努めることを追加
第3編 第7章 第2節 (172P)	(2) 避難所派遣要員 ① 教育対策部は、各指定避難所への派遣職員をあらかじめ3名（男女各1名）指定しておく。	(2) 避難所派遣要員 ① 教育対策部は、各指定避難所への派遣職員をあらかじめ3名（男女各1名） <u>及び交代要員各1名</u> 指定しておく。	町独自修正 ・避難所派遣要員について、交代要員をあらかじめ指定しておくことを明記
第3編	(3) 受け入れの対象者	(3) 受け入れの対象者	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第7章 第2節 (173P)	① (略) ② 災害により被害を受けるおそれがある者 ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u> の発令があった場合 イ) 緊急に避難する必要のある場合 大規模災害の発生直後は、上記の要件を満たしているか否かの客観的判断は難しく、厳密に区別することは現実的ではないことから、避難が必要な状況であって受入れを求める者がいれば、対応することを基本とする。ただし、7日までをめどに正確な避難者名簿等を作成し、被災状況等を確認し、住家の被災、電気・水道等ライフラインの停止など、避難者が自宅で生活できない原因がある場合は、町等がそれぞれの対策を進めながら、環境が整った時点で退出を促す必要がある。	① (略) ② 災害により被害を受けるおそれがある者 ア) <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示及び緊急安全確保</u> の発令があった場合 イ) 緊急に避難する必要のある場合 大規模災害の発生直後は、上記の要件を満たしているか否かの客観的判断は難しく、厳密に区別することは現実的ではないことから、避難が必要な状況であって受入れを求める者がいれば、対応することを基本とする。ただし、7日までをめどに正確な避難者名簿等を作成し、被災状況等を確認し、住家の被災、電気・水道等ライフラインの停止など、避難者が自宅で生活できない原因がある場合は、町等がそれぞれの対策を進めながら、環境が整った時点で退出を促す必要がある。 <u>③ 避難所に避難した路上生活者</u> <u>避難所に避難した路上生活者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の変更 ・避難所に避難した路上生活者の受け入れについて追加
第3編 第7章 第2節 (174P)	(7) 女性及び災害時避難行動要支援者等への配慮 ① 女性や子育て家庭等への配慮 運営責任者、自治会及び自主防災組織等のリーダーや世話人は、避難生活が長期間となる場合、女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保、女性が相談できる場づくりなどに配慮した運営を行う。 また、子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。	(7) 女性及び災害時避難行動要支援者等への配慮 ① 女性や子育て家庭等への配慮 運営責任者、自治会及び自主防災組織等のリーダーや世話人は、避難生活が長期間となる場合、女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保、女性が相談できる場づくりなどに配慮した運営を行う。 また、子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 <u>町（統括部・教育対策部）は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増</u>	県計画に基づく修正 <ul style="list-style-type: none"> ・女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するための記述を追加

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p><u>設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	
<p>第3編 第7章 第3節 (176P)</p>	<p>第1款 情報伝達の整備 1 情報伝達 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。 情報伝達を行う地域支援者は、町（統括部）が発令する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を入手したときは、個別計画に基づき、直ちに自らが担当する災害時避難行動要支援者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明して避難準備を進め、災害時避難行動要支援者の速やかな避難を促す。 2 情報伝達手段 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。 3 社会福祉施設への情報伝達 医療健康対策部は、社会福祉施設へ電話・FAX等により、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難所の開設、避難勧告など重要な情報を伝達する。 ※ 社会福祉施設の連絡先は、町防災計画資料編第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」のとおりとする。</p>	<p>第1款 情報伝達の整備 1 情報伝達 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。 情報伝達を行う地域支援者は、町（統括部）が発令する<u>高齢者等避難</u>を入手したときは、個別<u>避難</u>計画に基づき、直ちに自らが担当する災害時避難行動要支援者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明して避難準備を進め、災害時避難行動要支援者の速やかな避難を促す。 2 情報伝達手段 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。 3 社会福祉施設への情報伝達 医療健康対策部は、社会福祉施設へ電話・FAX等により、<u>高齢者等避難</u>、避難所の開設、<u>避難指示</u>など重要な情報を伝達する。 ※ 社会福祉施設の連絡先は、町防災計画資料編第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」のとおりとする。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更 ・個別避難計画の名称修正</p>
<p>第3編 第7章 第3節 (176P)</p>	<p>第2款 避難誘導體制の整備 1 避難誘導體制 医療健康対策部は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等の発令状況や避難所の開設状況を把握し、自治会、民生委員・児童委員、地域支援者及び関係団体等からの問い合わせに迅速に対応するほか、避難所</p>	<p>第2款 避難誘導體制の整備 1 避難誘導體制 医療健康対策部は、<u>高齢者等避難</u>等の発令状況や避難所の開設状況を把握し、自治会、民生委員・児童委員、地域支援者及び関係団体等からの問い合わせに迅速に対応するほか、避難所との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にする。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更 ・個別避難計画の名称修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にする。</p> <p>避難誘導を行う地域支援者は、町が提供する<u>避難準備・高齢者等避難開始等</u>や災害関連情報を入手した場合、個別計画に基づき災害時避難行動要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所等安全な場所へ誘導を行う。</p>	<p>避難誘導を行う地域支援者は、町が提供する<u>高齢者等避難等</u>や災害関連情報を入手した場合、個別避難計画に基づき災害時避難行動要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所等安全な場所へ誘導を行う。</p>	
<p>第3編 第7章 第3節 (177P)</p>	<p>第4款 災害時避難行動要支援者の安否確認、避難誘導</p> <p>医療健康対策部は、災害対策本部の設置とともに、医療健康対策部内に「医療健康情報班」を設置し、自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等と連携しながら、災害時避難行動要支援者の安否確認を行い、収集した情報を総務対策部に報告する。</p>	<p>第4款 災害時避難行動要支援者の安否確認、避難誘導</p> <p>医療健康対策部は、災害対策本部の設置とともに、医療健康対策部内に「医療健康情報班」を設置する。<u>医療健康対策部は、災害時避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、</u>自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等と連携しながら、災害時避難行動要支援者の安否確認を行い、収集した情報を総務対策部に報告する。</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用について追加
<p>第3編 第7章 第4節 (179P)</p>	<p>第4節 孤立集落対策</p> <p>2 早期避難</p> <p>孤立する可能性が高い集落で集落全域に安全な場所がない地域の住民は、防災情報や<u>避難準備・高齢者等避難開始等</u>に特に注意し、早期に集落外の安全な場所に避難する。</p>	<p>第4節 孤立集落対策</p> <p>2 早期避難</p> <p>孤立する可能性が高い集落で集落全域に安全な場所がない地域の住民は、防災情報や<u>高齢者等避難等</u>に特に注意し、早期に集落外の安全な場所に避難する。</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の変更
<p>第3編 第7章 第4節 (179P)</p>	<p>3 通信の確保</p> <p>孤立集落の通信の確保は、電話（携帯電話含む）による通信のみであったが、あらゆる災害に対して備えるため、町防災計画資料編「孤立集落一覧」のとおり、特に孤立する危険のある<u>10集落に衛生携帯電話及び発電機を配備した。</u></p> <p>また、防災行政無線のデジタル整備工事に伴い、町防災計画資料編「孤立集落一覧表」のとおり、防災行政無線屋外拡声子局及び防災行政無線移動型無線装置による双方向通信手段等の<u>確保を目指す。</u></p> <p>4 通信機器の操作</p>	<p>3 通信の確保</p> <p>孤立集落の通信の確保は、電話（携帯電話含む）による通信のみであったが、あらゆる災害に対して備えるため、町防災計画資料編「孤立集落一覧」のとおり、特に孤立する危険のある<u>10集落にIP無線機または防災行政無線子機及び発電機を配備している。</u></p> <p>また、防災行政無線のデジタル整備工事に伴い、町防災計画資料編「孤立集落一覧表」のとおり、防災行政無線屋外拡声子局及び防災行政無線移動型無線装置による双方向通信手段等<u>を確保している。</u></p> <p>4 通信機器の操作</p>	<p>町独自修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の通信確保の通信機器変更など

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																								
	町は、適切な通信手段（衛星携帯電話、防災行政無線屋外拡声子局、防災行政無線移動型無線装置）を確保し、通信機器の操作方法等を指導する。通信機器を配備された孤立集落は、定期的に通信訓練などを行い、通信機器の操作方法の習熟を図る。	町は、適切な通信手段（ <u>IP無線機</u> 、防災行政無線屋外拡声子局、防災行政無線移動型無線装置）を確保し、通信機器の操作方法等を指導する。通信機器を配備された孤立集落は、定期的に通信訓練などを行い、通信機器の操作方法の習熟を図る。																																									
第3編 第7章 第5節 (184P)	第5款 医療・助産対策 2 救護所の設置予定場所及び収容能力等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置予定場所</th> <th>所在地</th> <th>収容人員(人)</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐用町保健センター</td> <td>佐用町佐用 2609-2</td> <td>50</td> <td>82-2079</td> </tr> <tr> <td>上月文化会館</td> <td>佐用町上月 787-2</td> <td>100</td> <td>86-1153</td> </tr> <tr> <td>南光文化センター</td> <td>佐用町下徳久 1005-1</td> <td>200</td> <td>78-0123</td> </tr> <tr> <td>三日月文化センター</td> <td>佐用町三日月 1110-1</td> <td>200</td> <td>79-2982</td> </tr> </tbody> </table> <small>※ 大規模な災害時には、指定避難所等に救護所を設置することがある。</small>	設置予定場所	所在地	収容人員(人)	電話番号	佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-2079	上月文化会館	佐用町上月 787-2	100	86-1153	南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	200	78-0123	三日月文化センター	佐用町三日月 1110-1	200	79-2982	第5款 医療・助産対策 2 救護所の設置予定場所及び収容能力等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置予定場所</th> <th>所在地</th> <th>収容人員(人)</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐用町保健センター</td> <td>佐用町佐用 2609-2</td> <td>50</td> <td>82-2079</td> </tr> <tr> <td>上月文化会館</td> <td>佐用町上月 787-2</td> <td>100</td> <td>86-1153</td> </tr> <tr> <td>南光文化センター</td> <td>佐用町下徳久 1005-1</td> <td>100</td> <td>78-0123</td> </tr> <tr> <td>三日月地域交流センター</td> <td>佐用町三日月 1110-1</td> <td>100</td> <td>79-2001</td> </tr> </tbody> </table> <small>※ 大規模な災害時には、指定避難所等に救護所を設置することがある</small>	設置予定場所	所在地	収容人員(人)	電話番号	佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-2079	上月文化会館	佐用町上月 787-2	100	86-1153	南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	100	78-0123	三日月地域交流センター	佐用町三日月 1110-1	100	79-2001	町独自修正 ・三日月支所改修による変更
設置予定場所	所在地	収容人員(人)	電話番号																																								
佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-2079																																								
上月文化会館	佐用町上月 787-2	100	86-1153																																								
南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	200	78-0123																																								
三日月文化センター	佐用町三日月 1110-1	200	79-2982																																								
設置予定場所	所在地	収容人員(人)	電話番号																																								
佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-2079																																								
上月文化会館	佐用町上月 787-2	100	86-1153																																								
南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	100	78-0123																																								
三日月地域交流センター	佐用町三日月 1110-1	100	79-2001																																								
第3編 第7章 第7節 (188P)	第2款 食料の供給 3 品目 (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食 (2) ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、 <u>清涼飲料水</u> 、主食以外の食品等 (3) <u>高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品</u>	第2款 食料の供給 3 品目 (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食 (2) ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、 <u>緑茶等</u> の主食以外の食品等・ <u>飲料水</u> (3) <u>粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u>	県計画に基づく修正 ・食料品目の追加や修正																																								
第3編 第7章 第7節 (190P)	第3款 物資の供給 2 品目 (1) 食料 弁当、炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、 <u>緑茶等の清涼飲料水</u> 、 <u>主食以外の食品</u> 、 <u>高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品</u>	第3款 物資の供給 2 品目 (1) 食料 弁当、炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、 <u>緑茶等の主食以外の食品等</u> ・ <u>飲料水</u> 、 <u>粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u>	県計画に基づく修正 ・食料品目の追加や修正																																								
第3編 第7章 第7節 (192P)	第2款 精神医療 災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と災害に伴う PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、医療健康	第2款 精神医療 災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保と災害に伴う PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、医療健	用語の適正化（障がい者） 県計画に基づく修正																																								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>対策部は、県が行う精神保健活動の拠点の設置及びこころのケア相談等に協力する。</p> <p>※「保健活動マニュアル」参照</p> <p>1 <u>精神科救護所</u>の設置</p> <p>県は、災害時に既存の精神医療機関だけでは対応できないと判断した場合、<u>精神科救護所</u>を設置し、被災精神障がい者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）</p> <p>医療健康対策部は、県が行う、災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、きめ細かな配慮の広報等に協力する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 こころのケアに関する拠点の設置</p> <p>県は、被災者の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期間に対応する必要がある場合、医療健康対策部と連携して、被災精神障がい者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。</p>	<p>康対策部は、県が行う精神保健活動の拠点の設置及びこころのケア相談等に協力する。</p> <p>※「保健活動マニュアル」参照</p> <p>1 <u>「ひょうごDPAT」活動拠点</u>の設置</p> <p>県は、災害時に既存の精神医療機関だけでは対応できないと判断した場合、<u>「ひょうごDPAT」活動拠点本部</u>を設置し、被災精神障がい者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）</p> <p>医療健康対策部は、県が行う、災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、きめ細かな配慮の広報等に協力する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 こころのケアに関する拠点の設置</p> <p>県は、被災者の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期間に対応する必要がある場合、医療健康対策部と連携して、被災精神障がい者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。</p>	<p>・「ひょうごDPAT（災害派遣精神医療チーム）」の創設による変更</p>
<p>第3編 第7章 第7節 (193～195P)</p>	<p>第4款 感染症対策等</p> <p>3 町の災害時感染症対策活動</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 報告</p> <p>医療健康対策部及び生活対策部は、県健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。</p>	<p>第4款 感染症対策等</p> <p>3 町の災害時感染症対策活動</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 報告</p> <p>医療健康対策部及び生活対策部は、<u>感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合</u>、県健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <p>・感染症対策活動にかかる記述を捕捉で追加</p>
<p>第3編 第8章 第3節 (198P)</p>	<p>第3節 報道機関への情報提供及び災害広報の要請【再掲】</p> <p>1 <u>避難勧告</u>等の情報伝達</p>	<p>第3節 報道機関への情報提供及び災害広報の要請【再掲】</p> <p>1 <u>避難指示</u>等の情報伝達</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <p>・避難情報の変更</p>
<p>第3編 第9章</p>	<p>第1節 ライフライン関係機関との連絡調整（電話・電気等）</p>	<p>第1節 ライフライン関係機関との連絡調整（電話・電気等）</p>	<p>県計画に基づく修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等								
第1節 (199P)	災害時の電話、電気、ガスの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策情報等を共有する。	災害時の電話、電気、ガスの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策情報等を共有する。 <u>また、倒木等により電話通信網、送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努める。（町と関西電力送配電株式会社兵庫支社との間で、災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書を締結している）</u>	・倒木等により電話・電気に支障が生じる場合の事前伐採や災害時の連携強化に関することを追加								
第3編 第9章 第1節 (199P)	2 電気 総務対策部は、町内全域の停電状況、復旧見通しの確認を行う。また、関西電力送配電等は、町の要請に基づき、被害状況等を通知する。関西電力送配電等の連絡先は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="416 794 1052 847"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力(株)相生営業所</td> <td>0800-777-8083</td> </tr> </tbody> </table> ※ 関西電力は、停電時等の情報を町に連絡し、町は住民に防災行政無線等を活用し広報する。	会社名	電話	関西電力(株)相生営業所	0800-777-8083	2 電気 総務対策部は、町内全域の停電状況、復旧見通しについて <u>関西停電情報アプリ等で確認を行う。</u> また、関西電力送配電等は、町の要請に基づき、被害状況等を通知する。関西電力送配電等の連絡先は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1131 794 1767 847"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</td> <td>0800-777-3081</td> </tr> </tbody> </table> ※町は <u>必要に応じて</u> 住民に防災行政無線等を活用し広報する。 ※ <u>関西電力送配電は、必要に応じ町と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。</u>	会社名	電話	関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)	0800-777-3081	関西停電情報アプリを活用して停電情報の確認を行うことを追加 組織変更に伴う時点修正 県計画に基づく修正 ・停電時における復旧は、病院等の重要施設の復旧を優先する旨を追加
会社名	電話										
関西電力(株)相生営業所	0800-777-8083										
会社名	電話										
関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)	0800-777-3081										
第3編 第10章 第2節 (202P～203P)	第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会の設置 1 連絡会の構成 佐用町、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所、佐用警察署、西はりま消防本部及び関係自治体として宍粟市、美作市で構成する。 （表内）佐用警察署	第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会の設置 1 連絡会の構成 佐用町、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所、 <u>たつの</u> 警察署、西はりま消防本部及び関係自治体として宍粟市、美作市で構成する。 （表内） <u>たつの</u> 警察署	組織変更に伴う時点修正								
第3編 第10章 第2節	2 情報伝達、対応措置 連絡会において、各道路管理者や防災機関は自動車移動者の安全を確保するための情報伝達（通行規	2 情報伝達、対応措置 連絡会において、各道路管理者や防災機関は自動車移動者の安全を確保するための情報伝達（通行規	県計画に基づく修正 ・避難情報の変更								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
(203P)	制や避難勧告発令など）や対応措置（車両誘導、応急復旧など）について協議し、その内容を書面にて確認のうえ、災害時に迅速的確に実行する。	制や避難指示発令など）や対応措置（車両誘導、応急復旧など）について協議し、その内容を書面にて確認のうえ、災害時に迅速的確に実行する。	
第3編 第10章 第3節 (204P)	第3節 交通の確保及び緊急輸送対策 2 被害情報の収集 建設農林対策部、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所及び佐用警察署等（以下「各道路管理者等」という）」は、情報連携し各々が管理する道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急応策を行う。	第3節 交通の確保及び緊急輸送対策 2 被害情報の収集 建設農林対策部、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所及びたつの警察署等（以下「各道路管理者等」という）」は、情報連携し各々が管理する道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急応策を行う。	組織変更に伴う時点修正
第3編 第10章 第3節 (204P)	3 応急対策及び情報収集 (1) 災害対策基本法（第76条第1項）及び道路法（第46条）に基づく応急対策等 交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 各道路管理者等は、道路の損壊その他の理由により、交通が危険である、若しくは危険になると認められる場合、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。通行規制予定路線は、中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準及び事前通行規制区間のおりとする。 各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制限に関する情報収集、情報共有を図る。 ※ 中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準及び事前通行規制区間は、町防災計画資料編第2編「災害予防・応急対策計画」第10章「交通・輸送対策」第1「交通・輸送対策」4「中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準」及び5「事前通行規制区間一覧表」のとおりである。	3 応急対策及び情報収集 (1) 災害対策基本法（第76条第1項）及び道路法（第46条）に基づく応急対策等 交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 各道路管理者等は、道路の損壊その他の理由により、交通が危険である、若しくは危険になると認められる場合、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。通行規制予定路線は、中国自動車道、播磨自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準及び事前通行規制区間のおりとする。 各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制限に関する情報収集、情報共有を図る。 ※ 中国自動車道、播磨自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準及び事前通行規制区間は、町防災計画資料編第2編「災害予防・応急対策計画」第10章「交通・輸送対策」第1「交通・輸送対策」4「中国自動車道、播磨自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準」及び5「事前通行規制区間一覧表」のとおりである。	播磨自動車道の全面開通による追加
第3編	(2) 応急・復旧作業	(2) 応急・復旧作業	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第10章 第3節 (204P)	<p>① 道路復旧作業の実施 各道路管理者等は、救急、消防、応急復旧対応の緊急輸送路を確保すること、また孤立集落の早期解消を図るため、緊急的・応急的に道路復旧作業を実施する。</p> <p>② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力 各道路管理者等は、建設業者と連携・協力し、災害時に速やかに障害物等の除去、応急復旧等が可能な人員、機材等を確保する。</p>	<p>① 道路復旧作業の実施 各道路管理者等は、救急、消防、応急復旧対応の緊急輸送路を確保すること、また孤立集落の早期解消を図るため、緊急的・応急的に道路復旧作業を実施する。</p> <p>② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力 各道路管理者等は、建設業者と連携・協力し、災害時に速やかに障害物等の除去、応急復旧等が可能な人員、機材等を確保する。</p> <p><u>③ 道路法（第17条第8項）に基づく町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行</u> <u>町は、町が管理する町道について、道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、町で啓開又は災害復旧に関する工事が困難な場合、県に代行を要請する。</u></p>	<p>・町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行要請に関することを追加</p>
第3編 第11章 第1節 (206P～207P)	<p>第1款 ガレキ対策 2 処理作業 (1)～(3) (略) (4) 県等への応援要請 ガレキ処分について、最終処分までの迅速な処理が出来ない場合や町単独では対応が困難な場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。</p>	<p>第1款 ガレキ対策 2 処理作業 (1)～(3) (略) (4) 県等への応援要請 ガレキ処分について、最終処分までの迅速な処理が出来ない場合や町単独では対応が困難な場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。</p> <p><u>また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>	<p>県計画に基づく修正 ・ボランティア等の支援を得て行う災害廃棄物等の処理に関することを追加</p>
第3編 第12章 第1節 (211P)	<p>第1節 児童・生徒の教育対策 7 指定文化財等 町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、<u>播磨西教育事務所</u>を経由して、県教育委員会に報告する。</p>	<p>第1節 児童・生徒の教育対策 7 指定文化財等 町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、<u>町教育委員会</u>を経由して、県教育委員会に報告する。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・文化財等に被害が発生した場合、町教育委員会へ報告</p>
第3編	第1款 土砂災害	第1款 土砂災害	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第15章 第1節 (216P)	<p>6 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとなっており、町は情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情報の発信や避難勧告等を発令する。</p> <p>7 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとなっており、町は情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情報の発信や避難勧告等を発令する。</p>	<p>6 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとなっており、町は情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情報の発信や避難指示等を発令する。</p> <p>7 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとなっており、町は情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情報の発信や避難指示等を発令する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の変更
第3編 第17章 第1節 (219P)	<p>第1款 被害家屋調査及びり災証明書の発行 2 り災証明書等の対象</p> <p>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水の証明をり災証明書で行う。なお、家屋以外の物件が被災し、証明を必要とする場合、り災届出証明書で対応する。</p>	<p>第1款 被害家屋調査及びり災証明書の発行 2 り災証明書等の対象</p> <p>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、全壊、<u>全流失</u>、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、<u>準半壊</u>、<u>準半壊に至らない（一部損傷）</u>の証明をり災証明書で行う。なお、家屋以外の物件が被災し、証明を必要とする場合、り災届出証明書で対応する。</p> <p><u>※準半壊に至らない（一部損傷）には、床上浸水、床下浸水を含む。</u></p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の応急修理制度の変更による
第4編 第2章 第2節 (224P～225P)	<p>第2節 激甚災害の指定に関する事項</p> <p>1 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>第2節 激甚災害の指定に関する事項</p> <p>1 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の改正による変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>② <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</u></p> <p>③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>④ <u>中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例</u></p> <p>(4) その他の財政援助措置</p> <p>① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p> <p>④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例</p> <p>⑤ 水防資材費の補助の特例</p> <p>⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>⑦ <u>産業労働者住宅建設資金融通の特例</u></p> <p>⑧ <u>公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></p> <p>⑨ <u>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u></p> <p>2 局地激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</p> <p>③ <u>中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例</u></p> <p>(4) その他の財政援助措置</p> <p>公共土木施設、公立学校施設、<u>農地、農業用施設及び林道</u>の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>(4) その他の財政援助措置</p> <p>① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p> <p>④ 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例</p> <p>⑤ 水防資材費の補助の特例</p> <p>⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>⑦ <u>公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></p> <p>⑧ <u>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u></p> <p>2 局地激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</p> <p>(4) その他の財政援助措置</p> <p>公共土木施設、公立学校施設の<u>小災害債</u>に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	
第4編 第3章	第1節 住宅の復旧・再建支援 1 災害公営住宅	第1節 住宅の復旧・再建支援 1 災害公営住宅	県計画に基づく修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																								
第1節 (228P)	(1)～(2) (3) 入居基準 次のいずれにも該当する者とする。 ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること ② 当該災害発生後3箇年は政令月収が26.8万円以下の世帯であること（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12） ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない） (4)～(7) （略） (8) 住宅建設に伴い必要となる諸対策 地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。	(1)～(2) (3) 入居基準 次のいずれにも該当する者とする。 ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること ② <u>政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12）</u> (4)～(7) （略） (8) 住宅建設に伴い必要となる諸対策 地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障が い 者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。	・災害公営住宅の入居基準の変更 用語の適正化（障が い 者）																								
第5編 第1章 第2節 (231P)	第2節 町復興本部の組織・運営 1 本部員の任務 <table border="1" data-bbox="405 1062 1050 1334"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>構成員</th> <th>任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総理し、本部を代表する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長・教育長</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>企画防災課長・総務課長・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・老年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長</td> <td>本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> 2 各部の分掌事務 表内 統括部（総務課広報室）	職	構成員	任 務	本部長	町長	本部の事務を総理し、本部を代表する。	副本部長	副町長・教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	本 部 員	企画防災課長・総務課長・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・老年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。	第2節 町復興本部の組織・運営 1 本部員の任務 <table border="1" data-bbox="1122 1062 1767 1334"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>構成員</th> <th>任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総理し、本部を代表する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長・教育長</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>企画防災課長・総務課長・情報政策課長・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・老年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長</td> <td>本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> 2 各部の分掌事務 表内 統括部（ 情報政策課 広報室）	職	構成員	任 務	本部長	町長	本部の事務を総理し、本部を代表する。	副本部長	副町長・教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	本 部 員	企画防災課長・総務課長・ 情報政策課長 ・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・老年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。	佐用町組織変更に伴う 時点修正
職	構成員	任 務																									
本部長	町長	本部の事務を総理し、本部を代表する。																									
副本部長	副町長・教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																									
本 部 員	企画防災課長・総務課長・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・老年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。																									
職	構成員	任 務																									
本部長	町長	本部の事務を総理し、本部を代表する。																									
副本部長	副町長・教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																									
本 部 員	企画防災課長・総務課長・ 情報政策課長 ・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・老年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。																									